

令和5年（2023年）2月21日（火曜日）

第 2 号

令和5年第1回北海道議会定例会会議録

第2号

令和5年（2023年）2月21日（火曜日）

議事日程 第2号

2月21日午前10時開議

日程第1、決議案第1号

日程第2、議案第55号ないし第68号

日程第3、議案第1号ないし第53号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第2

1. 日程第2に併せ、日程第3

出席議員 (95人)

議長 100番 小畑保則君

副議長 61番 市橋修治君

1番 寺島信寿君

2番 木葉淳君

3番 小泉真志君

4番 鈴木一磨君

5番 武田浩光君

6番 植村真美君

7番 佐々木大介君

8番 滝口直人君

9番 林祐作君

10番 檜垣尚子君

11番 星克明君

12番 宮下准一君

13番 村田光成君

14番 渡邊靖司君

15番 浅野貴博君

16番 安住太伸君

17番 内田尊之君

18番 淵上綾子君

19番 松本将門君

20番 壬生勝則君

21番 宮崎アカネ君

22番 山根理広君

23番 阿知良寛美君

24番 田中英樹君

25番 菊地葉子君

26番 宮川潤君

27番 中野渡志穂君

28番 荒当聖吾君

29番 白川祥二君

30番 新沼透君

31番 池端英昭君

32番 小岩均君

33番 菅原和忠君

34番 中川浩利君

35番 畠山みのり君

36番 藤川雅司君

37番 大越農子君

38番 太田憲之君

39番 加藤貴弘君

40番 桐木茂雄君

41番 久保秋雄太君

42番 佐藤禎洋君

43番 清水拓也君

44番 千葉英也君

45番 道見泰憲君

46番 船橋賢二君

47番	丸 岩 浩 二 君	85番	千 葉 英 守 君
48番	梅 尾 要 一 君	86番	中 司 哲 雄 君
49番	笠 井 龍 司 君	87番	藤 沢 澄 雄 君
50番	中 野 秀 敏 君	88番	村 田 憲 俊 君
51番	花 崎 勝 君	89番	吉 田 正 人 君
52番	三 好 雅 君	90番	遠 藤 連 君
53番	村 木 中 君	91番	大 谷 亨 君
54番	吉 川 隆 雅 君	94番	本 間 勲 君
55番	吉 田 祐 樹 君	95番	伊 藤 条 一 君
56番	佐々木 俊 雄 君	97番	神 戸 典 臣 君
57番	田 中 芳 憲 君	98番	高 橋 文 明 君
58番	沖 田 清 志 君	99番	和 田 敬 友 君
59番	笹 田 浩 君	欠 席 議 員 (1人)	
60番	松 山 丈 史 君	92番	喜 多 龍 一 君
62番	稲 村 久 男 君	欠 員 (4人)	
63番	梶 谷 大 志 君	74番	
64番	北 口 雄 幸 君	82番	
65番	広 田 まゆみ 君	93番	
66番	赤 根 広 介 君	96番	
67番	佐 藤 伸 弥 君		
68番	中 山 智 康 君	出席説明員	
69番	安 藤 邦 夫 君	知 事	鈴 木 直 道 君
70番	志賀谷 隆 君	副 知 事	浦 本 元 人 君
71番	真 下 紀 子 君	同	土 屋 俊 亮 君
72番	森 成 之 君	同	小 玉 俊 宏 君
73番	大 河 昭 彦 君	公営企業管理者	野 村 聡 君
75番	池 本 柳 次 君	病院事業管理者	鈴 木 信 寛 君
76番	滝 口 信 喜 君	総務部長 兼北方領土対策 本 部 長	藤 原 俊 之 君
77番	須 田 靖 子 君	総務部職員監	若 原 匡 君
78番	高 橋 亨 君	総務部危機管理監	古 岡 昇 君
79番	三 津 丈 夫 君	総合政策部長	濱 坂 真 一 君
80番	平 出 陽 子 君	総合政策部 次世代社会戦略監	中 村 昌 彦 君
81番	富 原 亮 君		
83番	松 浦 宗 信 君		
84番	角 谷 隆 司 君		

総合政策部 地域振興部監	北村英則君	教育部長 兼教育職員監	池野敦君
総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君	学校教育監	唐川智幸君
環境生活部長	森隆司君	総務課長	奥寺正史君
環境生活部 ゼロカーボン推進監	今井太志君	選挙管理委員会 事務局長	上田哲史君
環境生活部 アイヌ政策監	相田俊一君	人事委員会 事務局長	佐藤則子君
保健福祉部長	京谷栄一君	警察本部長	鈴木信弘君
保健福祉部 新型コロナウイルス 感染症対策監	佐賀井祐一君	総務部長	鳥潟俊夫君
保健福祉部 少子高齢化対策監	鈴木一博君	警備部長	上野泰広君
経済部長	中島俊明君	総務部参事官 兼総務課長	岩崎靖一君
経済部観光振興監	山崎雅生君	労働委員会 事務局長	仲野克彦君
経済部食産業振興監	遠藤俊充君	監査委員事務局長	花岡祐志君
農政部長	宮田大君	収用委員会 事務局長	荒木政彦君
農政部 食の安全推進監	野崎直人君	議会事務局職員出席者	事務局長 佐々木 徹君
水産林務部長	山口修司君	議事課長	松井直樹君
建設部長	北谷啓幸君	議事課長補佐	松村伸彦君
建設部建築企画監	細谷俊人君	議事係長	小倉拓也君
会計管理者 兼出納局長	水戸部 裕君	議事課主任	古賀勝明君
企業局長	佐藤隆久君	同	成田将幸君
道立病院部長	道場満君		
財政局長	木村敏康君		
財政課長	松林直邦君		
教育委員会教育長	倉本博史君		

午前10時2分開議

○議長小畑保則君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔松井議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第55号ないし第68号の提出がありました。

-
- 議案第 55 号 令和4年度北海道一般会計補正予算（第9号）
議案第 56 号 令和4年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第 57 号 令和4年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 58 号 令和4年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 59 号 令和4年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）
議案第 60 号 令和4年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第 61 号 令和4年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 62 号 令和4年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 63 号 令和4年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）
議案第 64 号 令和4年度北海道公共下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 65 号 令和4年度北海道流域下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 66 号 令和4年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）
議案第 67 号 令和4年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 68 号 令和4年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（上の議案は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 議員から、決議案第1号の提出がありました。

決議案第1号 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

（上の決議案は巻末**決議案の部**に掲載する）

1. 人事委員会委員長から、議案第21号について、教育委員会教育長から、議案第43号について、それぞれ意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

花 崎	勝 議員
三 好	雅 議員
村 木	中 議員

であります。

1. 日程第1、決議案第1号

○議長小畑保則君 日程第1、決議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長小畑保則君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長小畑保則君 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

1. 日程第2、議案第55号ないし第68号

○議長小畑保則君 日程第2、議案第55号ないし第68号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

知事鈴木直道君。

1. 議案第55号ないし第68号に関する説明

○知事鈴木直道君（登壇）ただいま議題となりました令和4年度補正予算について、その大要を御説明申し上げます。

議案第55号ないし第68号の補正予算は、事業の確定に伴う経費等について、所要の予算措置を講じようとするものであり、その総額は、

一般会計	137億2300万円
特別会計	198億7000万円

となっております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴い、道内の指定医療機関等における診察室や病床の整備及び確保に対して支援することとし、

感染症医療提供体制整備事業費	170億1900万円
感染症病床確保促進事業費	188億9200万円

を計上いたしました。

次に、事業の確定等に伴い、

感染防止対策協力支援金支給事業費	301億4700万円
PCR等検査無料化推進事業費	91億5100万円
中小企業総合振興資金貸付金	86億7200万円

を減額いたしました。

また、令和5年度以降に見込まれる地方交付税の減額精算に対応するため、減債基金に所要額を積み立てるとともに、減債基金への積立留保を段階的に解消するため、公債管理特別会計に50億円を繰り出すこととしたほか、令和5年度以降に見込まれる財政需要に対応するため、財政調整基金に所要の積立てを行うことといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

道	税	233億3700万円
---	---	------------

地	方	交	付	税	158億8500万円
---	---	---	---	---	------------

を計上する一方、

諸	収	入	83億2300万円
---	---	---	-----------

道	債	138億1400万円
---	---	------------

を減額いたしました。

以上、今回提案いたしました案件について、その大要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

1. 日程第2、議案第55号ないし第68号に併せ、

日程第3、議案第1号ないし第53号

（質疑並びに一般質問）

○議長小畑保則君 ただいま議題となっている日程第2、議案第55号ないし第68号に併せ、日程第3、議案第1号ないし第53号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

富原亮君。

○81番富原亮君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

私は、自民党・道民会議を代表して、順次、質問してまいります。

まず、道政上の諸課題に関し、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年来、オミクロン株への置き換わりに伴う大きな感染の波を経験しましたが、最近では、新規感染者数が全国的に減少傾向にあることなどから、国では、先月27日、当初と比べ重症度が低下しているオミクロン株の特性などを踏まえ、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを、5月8日から、新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同様の5類感染症に見直す方針を決定しました。

国の方針では、患者の公費負担については期限を区切って継続し、医療提供体制は、インフルエンザと同様、幅広い医療機関で受診できる体制に段階的に移行するほか、マスクを含む基本的な感染対策は個人の判断とするなどとしています。また、ワクチン接種は4月以降も自己負担なく受けられるようにするとしています。

国では、今後、入院調整の在り方を検討するとしていますが、見直しに伴い、行政による病床確保や入院調整が行われなくなれば、感染者が急増した場合の迅速な医療調整や広域での調整が

難しくなることも懸念されるほか、定点把握に移行後も感染状況の的確な把握や変異株の監視体制などの継続が求められます。

このほか、これまで飲食事業者の協力を得ながら進めてきた道の第三者認証制度や、全国旅行支援といった観光需要喚起策、さらには、法に基づく道の対策本部の在り方等についても見直しが避けられません。

今回の見直しにより、これまで道が進めてきた新型コロナウイルス感染症対策はもとより、対策の推進体制全体が大きく変わることとなり、医療機関はもとより、道民や事業者の方々に様々な影響が及ぶこととなります。

道は、今後も必要な感染対策を講じつつ、道民の安心を確保しながら円滑に新しい分類に移行できるよう、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合についてであります。

4月15日から2日間にわたって、先進7か国の気候・エネルギー・環境大臣が一堂に会し、気候変動問題やエネルギー問題について幅広い議論が展開されることは、世界の主要先進国がこの問題を引き続き重視し、具体的な脱炭素化への取組や議論を世界規模でリードしていく上で意義深いことと考えます。

二酸化炭素の排出が多くなりがちな積雪寒冷地での脱炭素モデル構築を提案し、脱炭素先行地域に選定された札幌市においてこうした国際的な会合が開催されることは、我が国のみならず、北海道にとっても象徴的な意義があるものと考えます。

道にとって、このたびの大臣会合は、本道の脱炭素に向けた取組にとどまらず、脱炭素化を社会の変革や産業の飛躍に結びつけようとするグリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXの推進に向けた道の取組姿勢を内外に強くアピールする絶好の機会になるものと考えます。

道は、このたびのG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の開催をどのように受け止めており、この機会を本道の新たな経済の発展や暮らしやすく持続可能な地域社会の実現などにどのように結びつけようとしているのか、伺います。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組についてであります。

道は、ゼロカーボン北海道の取組を推進するため、今定例会に、北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例案、通称としてゼロカーボン北海道推進条例を提案しました。

条例案では、新たに基本理念を設け、道の責務に関する規定を拡充するほか、温室効果ガス排出量報告制度の対象範囲を広げるなど、事業者への責務規定を拡大するとともに、任意に報告できる簡易な制度も新たに設けています。

カーボンニュートラルに向けた世界的な潮流の中、我が国の気候変動対策に積極的に貢献していくためには、この条例の理念を、道民、事業者、市町村など全ての方々と共有し、理解をいただきながら、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

我が会派は、これまでの議会議論の中で、ゼロカーボンの実現には、道民一人一人、また、事業者の方々が認識を深め、身近な生活の中で脱炭素につながる行動を考え、実践に移し、そうし

た取組が道内のあらゆるところで浸透していくことが重要であると指摘をしてきました。

知事は、先ほど申し上げたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合を好機として、新たな条例の下、2050年のゼロカーボンの実現に向け、今後どのように取組を進めていく考えなのか、伺います。

次に、GX実現に向けた基本方針についてであります。

国は、従来の化石エネルギー中心の産業構造や社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するグリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXを、カーボンニュートラルの実現に貢献するばかりでなく、新たな需要や市場を生み出す機会と捉え、積極的な取組を進めることとし、その方針を昨年12月のGX実行会議でDX実現に向けた基本方針として取りまとめ、今日10日に閣議決定しました。

その中では、再生可能エネルギーの主力電源化やそのために必要となる電力系統整備の必要性が取り上げられており、特に、本道からの海底直流送電に関しては2030年度を目指して整備を進めるとの方針が明記されました。

こうした方針が政府から明確に示されたことは、これまで道内の再生可能エネルギー開発のネックとなっていた送電系統問題の解決に向け、大きな展望が具体的に開けたことを意味し、道内における洋上風力発電プロジェクトにとって追い風になるものと考えます。

知事は、このような新しい内容が盛り込まれたGX実現に向けた基本方針をどのように受け止めており、今後どのように対応していく必要があると考えているのか、伺います。

次に、北海道グローバル戦略についてであります。

道では、ロシアによるウクライナ侵攻や東アジアにおける緊張の高まりといった、想定を超える新たな国際情勢が道内経済や道民生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、昨年10月に有識者会議を設け、幅広い関係者の方々の意見を伺いながら、北海道グローバル戦略の見直しに向けた検討を進めています。

先日の委員会では、この戦略の見直しに向けた基本的な考え方が案として示され、この中で、道は、国際情勢が今後も激しく変化する可能性があることを踏まえ、その時々グローバルリスクに迅速かつ柔軟に対応することの重要性を指摘し、国際情勢の変化への機動的な対応をはじめとする三つの方向性を打ち出しております。

知事は、今後も急激な変化が見込まれる国際環境の中で、北海道のグローバル戦略をどのように位置づけ、情勢変化への機動的な対応を図りながら本道の発展につなげていく考えなのか、戦略の見直しに向けた知事の基本的な考えを伺います。

次に、食の輸出拡大についてであります。

道は、道産食品の輸出拡大を図るため、第2期の北海道食の輸出拡大戦略に沿って取組を進めており、コロナ禍の影響で一時落ち込みも見られましたが、最近では力強い回復が国の統計などでも確認できているところでございます。

道産食品の輸出拡大は、今後も引き続き、インバウンド観光と並ぶ道のグローバル戦略の柱に

なると考えますが、先ほど申し上げたように、グローバル化をめぐる状況は現在の輸出拡大戦略策定当時と大きく異なっています。

こうした新たな状況変化に柔軟に対応し、道産食品の輸出拡大が本道経済をリードしていくことができるよう、道は現行の北海道食の輸出拡大戦略を見直す必要があると考えます。

知事は、道産食品の輸出についてどのような認識を持っており、その輸出拡大に向け、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、知事公邸の在り方についてであります。

知事公邸は、維持管理に多額の費用を要していることや、今後も使用を続けるためには相当規模の修繕が見込まれることなどから、知事は、就任間もない令和元年10月に従来の公邸を退去し、民間から借り上げた住宅を知事公邸として利用してきました。

この間、道では、知事公邸等のあり方に関する研究会を立ち上げ、民間有識者から意見を伺うなどしながら、庁内においてその在り方を検討してきたと聞いております。

昨年年第1回定例会で、我が会派の同僚議員が知事公邸に関する検討状況を伺った際には、維持管理費を抑えられる場所での整備や借り上げ公邸継続も含め、検討していく旨の答弁がありました。

知事の任期も残り僅かとなりましたが、二つの公邸に住まわれた経験やこれまでの庁内検討の結果等を踏まえ、公邸の今後の取扱いについてどのように考えているのか、伺います。

次に、知事公邸や知事公館、近代美術館を含むエリア全体の在り方についてであります。

老朽化が進む道立近代美術館については、道教委が外部有識者による検討会議を開催し、専門的な見地から様々な御意見を伺い、近代美術館リニューアル基本構想に関する中間報告の素案を先日取りまとめたとのことでした。

また、知事部局においても、昨年、道教委と共同で、知事公館・知事公邸・近代美術館エリア全体の利活用策について、民間企業等から提案を受けるサウンディング型市場調査を実施するなど、活用方法の検討を進めてきたと聞いております。

このエリアは、高度に都市化が進む札幌の中心部で自然が守られている貴重な都市空間を形成しており、知事公館前庭では子どもたちが元気に駆け回る光景が見られます。

また、昭和47年の冬季札幌オリンピックの際には、知事公館に当時の天皇皇后両陛下や皇太子殿下、妃殿下が宿泊されるなど、本道の歴史ある貴重な財産として、長年にわたり多くの道民に親しまれてきた地域です。

このエリアの将来を検討する際には、こうした周辺環境とのつながりや歴史的な経緯も十分考慮し、エリア全体の活用策を検討すべきと考えますが、今後どのような基本的な考えで検討を進めていくのか、知事及び教育長の見解を伺います。

次に、障がい者・高齢者施設等における支援についてであります。

道内の障がい者施設や高齢者施設で入所者に対する虐待事案が昨年12月に相次いで明らかになり、道南の江差町の障がい者のグループホームでは、知的障がい者同士が結婚を希望する場合、

出産後の子育てを支援できないなどとして、施設側が不妊処置を求めていたとの報道がありました。

こうした事案の背景としては、人権に対する認識、施設における慢性的な人手不足に加え、コロナ禍で業務が増加し、精神的・肉体的疲労が蓄積していること、また、グループホームでは、制度上、出産、子育てが想定されていないことも指摘されています。

道は、先月末から、道が所管する409か所のグループホームを運営する事業所の管理者を対象に入所者の結婚等に関する調査を、また、551か所の障がい者・高齢者施設の従事者を対象に虐待に関する調査を開始し、入所者や利用者本人に対しても今月から調査を始める予定とのことです。

特に、障がいのある方に対しては慎重かつ丁寧に調査を進めることが必要であり、最終的な調査結果の取りまとめや分析には一定の時間を要するものと考えられます。

虐待に関しては、昨日、稚内市の障がい者施設において、一昨年、入所者に対し暴行を行っていたとして、元職員が警察に逮捕されたとの報道もあったところです。

施設における虐待の防止対策や障がいのある方の希望を踏まえた出産、子育て等への支援については、調査結果を待つことなく、可能な対応を講じる必要があります。

道は、虐待の防止対策や障がいのある方への子育て等の支援について現在どのように取り組んでいるのか、また、今後、実態調査の結果等を踏まえて、入所者等が安心して生活し、利用者の希望する支援が受けられるよう、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、少子化対策についてであります。

少子・高齢化・人口減少時代を迎える中、令和3年の全国の出生数は過去最低の81万人を記録しましたが、令和4年はさらに下回ると見込まれています。

このため、岸田総理は、異次元の少子化対策を進めることを表明し、国においては、将来的な子ども予算の倍増に向けて、児童手当を中心とする経済的支援の拡充、幼児教育・保育、産後ケアや一時預かり等の充実、仕事と育児の両立支援と働き方改革の三つを重点として、3月までに骨格をまとめ、6月までに全体像を示すよう検討が進められています。

出生数の減少が続き、合計特殊出生率が全国最低レベルにある本道においても少子化対策は喫緊の課題であり、今年度からは、学生などの意見を子育て政策に反映させるため、ユースプランナー制度を創設したほか、保育の受皿確保や独り親家庭への支援などを行ってきています。

知事は、このたびの国による少子化対策の動きをどのように受け止めており、安心して子どもを産み育てていくことができる環境の整備に向けて、今後、少子化対策にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、中小・小規模事業者等の賃金の引上げについてであります。

政府では、昨今の物価高騰が働く方々の実質賃金を押し下げている状況に鑑み、経済界などに対し、物価高を上回る賃金の引上げを求め、経団連などがこうした国の呼びかけに呼応する考えを示しているところです。

賃金の上昇を伴う形で一定程度の物価水準を目指すことは、長引くデフレからの脱却ばかりでなく、新たな経済の成長につながる可能性があり、積極的に進めていく必要があると考えますが、今回、賛意を示しているのはほとんどが大企業とその関連団体であり、中小・小規模事業者が物価高騰を上回る賃金の引上げを実現することは容易ではありません。

先日、北海道電力が国に申請した低圧電気料の引上げ幅は30%を大きく上回るかつてない規模となっており、原材料や食料品の値上げの動きも続くなど、物価高騰が今後とも中小・小規模事業者の経営や道民の家計に大きな影響を与えることが確実な情勢となっております。

道内の全就業者数の約83%を雇用している道内の中小・小規模事業者の賃金の引上げが実現しなければ、本道経済の本格的な回復も困難と考えます。

国は、中小・小規模事業者の賃上げの実現に向け、下請取引の適正化や価格転嫁の促進に取り組む考えを示していますが、道としても、中小・小規模事業者の賃金の引上げに向け、積極的に役割を果たしていく必要があります。

道では、女性や高齢者など多様な人材の活用や、就業環境の改善、生産性の向上等に取り組む企業を働き方改革推進企業として認定し、公表していますが、こうした制度を賃金の観点から見直し、積極的な取組を進める企業に見える化していくことも企業の取組を後押ししていくこととなる可能性があります。

道内の中小・小規模事業者の賃金の引上げの実現に向け、道は今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、道立都市公園の活用についてであります。

国は、民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を推進するため、平成29年に都市公園法を改正し、都市公園の新たな管理方法として、公募設置管理制度、いわゆるP a r k - P F Iを創設しました。

この制度では、民間の資金やノウハウが公園整備に生かされ、都市公園の利用促進や有効活用が期待されることから、既に道内外で様々な取組が展開されています。

道立の都市公園にもこの制度の特例措置が適用されるよう、道は今定例会に道立都市公園条例の改正を提案していますが、今後は、この制度を有効活用した飲食や宿泊事業などの展開を希望する事業者を見いだし、成功に結びつけていくのが課題となります。

道では、本道がアウトドア活動の適地であることを生かした観光振興に力を入れていますが、このたびの道立都市公園条例の改正を契機とし、道内各地に配置されている自然豊かな道立都市公園をアウトドア活動の場として活用し、観光施策との相乗効果を高めることも効果的と考えます。

道は、今後、道立の都市公園をどのように活用し、道内経済の活性化や地域振興に役立てていく考えなのか、伺います。

次に、食料・農業・農村基本法の見直しについてであります。

ロシアによるウクライナ侵攻を契機とし、世界的に食料や生産資材価格が高騰するとともに、

調達も不安定化するなど、海外からの輸入割合が高い我が国にとって、食料安全保障の強化が最重要課題となっています。

このような中、国は、農政の基本理念や政策の方向性を定めるため、平成11年に制定した農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法の見直しに向けて昨年9月から総合的な検証を開始し、本年6月をめどに食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめ、来年度中に改正案を国会に提出するよう、検討を進めていると承知しております。

基本法が制定されてから20年以上が経過し、生産者の減少、高齢化に加え、特に、国際的な食料情勢の変化などによって急激に食料安定供給へのリスクが顕在化する中、我が国最大の食料供給地域である本道への期待と役割はますます高まっています。

今回の法改正において、本道の実情や役割が適切に反映され、厳しい経営状況に置かれている本道の実産者が今後とも安心して営農に取り組み、持続的な農業経営が可能となるよう、国に対して積極的に働きかけを行っていく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、水産業の振興についてであります。

道が策定を進める第5期北海道水産業・漁村振興推進計画に関し、我が会派では、これまで、海洋環境の変化による漁業生産への影響や、漁業就業者の減少、高齢化など、本道水産業が直面する様々な課題への対応について議論を重ねてきたところであります。

先月31日に道が公表した令和4年の漁業生産の速報では、アキサケの漁獲量の増加やホタテガイの海外需要の高まりなどから、生産量は116万トン、生産額は3182億円となったと聞いていますが、サンマやスルメイカなどの回遊資源を中心とした生産が低迷し、海域間で大きな格差が生じています。

このため、日本海をはじめとした回遊資源への依存度が高い海域において、新たな生産体制を確立し、海域間格差の解消を図る必要があります。

さらに、昨今の国際情勢の変化により食料安全保障への懸念が高まっており、食料の安定供給という観点からも、全国の約2割の水産物を供給する本道水産業の果たす役割は一層重要となっているほか、農業や林業で活用が進められているスマート技術を水産分野においても積極的に導入し、漁業者の減少、高齢化を踏まえた漁業生産の安定化を図ることが求められています。

本道水産業が魅力ある産業として成長し、その役割を發揮していくため、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、北方四島周辺水域における安全操業についてであります。

日ロ漁業協定の下で長年にわたり地域経済に貢献してきた安全操業は、政府間協議には応じないとする先月19日のロシア側の一方的な通告により、大変厳しい局面を迎えています。

国は、政府間協議に応じるようロシア側に強く働きかけを行う一方で、例年、この時期に操業が行われているスケトウダラ漁業に対し、漁場を転換する等の取組に対する支援を始めましたが、今年の秋以降に漁期を迎えるホッケやタコ漁に対しては明確な方針等は示されておりません。

漁業者は、こうした状況が続かないよう強く願う一方で、事態が打開されない場合には自分たちへの支援がどうなるのか、日々、不安な思いを抱いております。

知事は、現在の安全操業をめぐる厳しい局面についてどのように認識しており、また、今後、このような状況が続いた場合、どう対応していくのか、伺います。

次に、赤潮による被害状況等についてであります。

道は、先日の委員会で、令和3年9月に太平洋沿岸で発生した赤潮による最新の被害状況を公表しました。その被害額は、昨年9月末日時点で90億7000万円と、国内の赤潮被害としては過去最悪となり、改めてその被害の甚大さに驚くとともに、地域経済などに与える影響の大きさを痛感しているところであります。

道は、これまで相当の時間をかけて実態把握を行ってきたと承知しておりますが、今回公表した被害実態をどのように受け止めているのか、伺うとともに、複数年にわたる被害の回復に向けて、今後どう対応していく考えなのか、併せて伺います。

次に、北朝鮮による弾道ミサイルの発射についてであります。

先週18日に北朝鮮から再び弾道ミサイルが発射され、本道の渡島大島の西方約200キロメートルの排他的経済水域内に落下したものと推定されております。

漁船等への被害はなかったものの、繰り返される渡島大島の西方海域へのミサイル落下に対し、漁業関係者からは、おっかない、死活問題だ、逃げるに逃げられない、もうやめてほしいなどの悲痛な声、怒りの声が数多く聞かれております。

こうした北朝鮮による度重なるミサイル発射は、本道の漁業のみならず、我が国全体に対する極めて深刻かつ重大な脅威であり、国際社会を無視するこうした行為は断じて許されるものではないと考えます。

道では、北朝鮮のミサイル発射による影響をどう受け止め、今後どのように対応する考えなのか、伺います。

次に、森林吸収源対策の推進についてであります。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、昨年の3月に森林吸収源対策推進計画の見直しを行い、2030年度の森林吸収量の目標値を前計画の480万二酸化炭素トンから850万二酸化炭素トンへ引き上げています。

こうした中、建築材の輸入量が減少し、価格も高騰した、いわゆるウッドショックを契機に、道産木材の需要が高まっており、人工林を中心に伐採量の増加が見込まれています。

計画的に伐採を行うとともに、伐採後の植林を着実に進めることは、高齢化した本道の人工林資源の若返りを促進し、森林吸収量の増加につながりますが、その実現のためには、ICTなどの新たな技術を活用したスマート林業の推進による木材生産の効率化と植林作業の省力化を進めるとともに、森林所有者の費用負担が大きい植林に対する支援が不可欠と考えます。

道は、今後、事業量の増加が見込まれる伐採と伐採後の植林を着実に進めるため、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、教育問題に関し、いじめ問題についてであります。

道では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、各市町村や学校においてもそれぞれいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組んできています。

旭川で発生したいじめ重大事態をはじめ、各地域で深刻ないじめを疑われる事案が見られることから、我が会派は、本道の全ての学校において子どもたちをいじめから守るため、学校における組織的対応など、これまでの取組をしっかりと検証することが必要であるとの強い危機感を持って、道教委の対応について議論を重ねてきたところです。

こうした中、道と道教委においては、この間のいじめ問題の対応状況や児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、さきの委員会にいじめ防止基本方針の改定案を示しました。

昨年4月定例会の我が会派の代表格質問において、基本方針改定の必要性に関する質問に対し、道教委からは、法に基づく被害児童生徒に寄り添った対応の徹底や、市町村長と教育委員会の連携強化に向けた総合教育会議の効果的な活用などの観点から基本方針を見直す旨の答弁があったところですが、こうした観点も含め、基本方針をどのように改定し、いじめ問題に取り組んでいくのか、知事及び教育長の見解を伺います。

次に、部活動の地域移行についてであります。

昨年12月に国が策定した、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、中学校の休日の部活動の地域移行について、来年度から令和7年度までの3か年を改革推進期間と位置づけ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すこととされました。

本道においても、市町村における部活動の地域移行を推進するため、北海道部活動の地域移行に関する推進計画案がさきの委員会に示されました。

人口減少や少子・高齢化の進行に加え、広域な本道の特殊性などを踏まえ、子どもたちが持続可能なスポーツや文化芸術を体験できる環境を可能な限り早期に整備することが望まれることから、地域間で格差が生じないように、道教委と市町村がしっかりと連携しながら計画的に整備を図っていくことが大切であると考えます。

この間の議会議論では、活動の運営団体、実施主体の整備や指導者の確保、保護者負担といった課題を指摘してきましたが、道教委は、今後、推進計画に基づき、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に実現できるよう、どのように市町村を支援していくのか、伺います。

次に、公安問題に関し、要人警護についてであります。

今年は、年度明け直後に予定されている統一地方選挙をはじめ、4月には、先進7か国首脳会議、いわゆるG7気候・エネルギー・環境大臣会合、7月から始まる全国高校総合体育大会、さらには、9月に開催される全国豊かな海づくり大会など、要人警護が欠かせない重要行事がめじろ押しとなっております。

安倍元総理が凶弾に倒れて以来、要人警護に関する従来のルールが見直され、対策の抜本的な

強化が図られることとなりました。

今年、道警察における新たな要人警護体制の実効性がまさに問われる年であると考えます。

道警察は、こうした要人警護をはじめ、道内における犯罪抑止にどのように取り組む考えなのか、新年度に臨む本部長の決意も含め、伺います。

次に、知事選に臨む基本的な考えに関し、まず、知事のトップセールスについてであります。

これまで、知事は、活力あふれる北海道を実現するため、攻めの道政を掲げ、各般の取組を懸命に進めてこられました。

先週、知事自らラピダス社を訪問し、本道経済の発展の起爆剤として期待される次世代半導体製造拠点を誘致するためのトップセールスを行い、道内立地の実現に向けて積極的に取り組んでいるものと承知しておりますが、このたびの知事のトップセールスにより実現を目指す半導体産業の立地が本道にもたらす未来について、知事の認識を伺います。

最後に、知事選に臨む鈴木知事の基本的な考えについてであります。

今から4年前、鈴木知事が全国で最も若い青年知事として颯爽と初登庁し、ピンチをチャンスに変えるといった道政運営の基本姿勢を道議会の場で職員に熱く語っておられた姿が鮮明によみがえってまいります。

しかし、就任後、1年にも満たない令和2年1月から新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、道政を取り巻く状況は一変しました。

鈴木知事は、新型コロナウイルス感染症対策を直面する最重要課題と捉え、先頭に立って感染予防対策の実施を呼びかけるとともに、感染者の検査や受入れ体制の充実、ワクチン接種の促進などに尽力され、これまでで最大規模となったこのたびの第8波の感染も大きな混乱なく抑えることに成功しました。今や、全国で最も感染抑制が進んだ地域となっております。

また、感染対策に配慮しなければならないという制約の下でも、知事は、可能な限り地域に足を運び、直接、道民の皆さんや事業を営む方々の声に耳を傾ける機会を設け、その声を道政に反映させようと努めてこられました。

さらに、知事が公約に掲げられたほっかいどう応援団会議の登録者数が、企業、団体、個人を合わせて約1万3000人を超えるとともに、ふるさと納税による寄附額も都道府県別で全国最多を記録するなど、官民連携の取組が大きな広がりを見せています。

このほか、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化に向けた取組など、時代の潮流を捉えた新たな政策課題にも積極的に取り組んでこられました。

しかし、鈴木知事の1期目は、感染症対策に多くの時間とエネルギーを費やさざるを得ず、就任当時に目指していた政策展開が思うに任せなかった4年間だったのではないかと推察しております。

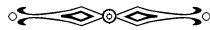
知事は、先日、道民の暮らしを守り抜き、北海道の未来を切り開きたいとの強い思いを「直向きに 北海道を前へ」と題するペーパーにまとめ、次の知事選に立候補する意向を明らかにしました。

我が会派としては、これまでの4年間の鈴木道政を高く評価するものであり、これからも一丸となって、知事とともに、北海道が直面する課題の克服に全力を尽くす考えです。

知事は、これまでの道政運営を振り返り、御自身として4年間でどのように評価しておられるのか、伺うとともに、次の4年間でどのような姿の北海道をどのように実現する考えなのか、知事選に臨む鈴木知事の基本的な考えを伺い、我が会派としての質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩



午前10時50分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 富原議員の質問にお答えいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、新型コロナウイルス感染症への今後の対応等についてであります。国が1月27日に決定した新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針においては、具体的な検討内容は別途示すとしつつも、現時点で、医療費の自己負担は、急激な負担増が生じないように、一定の公費支援を期限を区切って継続することや、感染動向は全数把握から定点医療機関による把握に移行すること、また、インフルエンザなどと同様、幅広い医療機関で受診できる体制に向けて、段階的な移行を目指すこと、必要なワクチン接種は引き続き自己負担なく受けられるようにすること、高齢者施設等のクラスター対策の継続や、さらには、特措法に基づき設置している政府や道の対策本部の廃止とともに、第三者認証制度の廃止につながる基本的対処方針の廃止などの方向性が示されたところであります。

こうした変更は道民の皆様にも様々な影響が及ぶものでありますことから、道では、市町村や、医療、経済の関係団体、有識者の方々などから幅広く御意見を伺った上で、国民に過度な負担を強いることなく、納得の得られる医療費の制度設計、定点把握の具体的な実施方法などの明確化、感染拡大期における医療の確保、ワクチン接種計画の提示と国費による支援のほか、医療や財政面での安定的な施設支援体制の維持、対策本部廃止後の国、道、市町村との情報共有等の仕組み、飲食店における今後の感染防止対策、全国旅行支援に関する利用条件などといった課題を道として取りまとめたところであります。

こうした課題を踏まえ、国から国民の皆様への十分な説明と周知、国費による財政的支援の継続、具体の検討内容の早期提示、さらには、市町村や関係団体とも協議することなどを全国知事会と連携して国に求めているところであり、引き続き、新たな変異株の出現等も想定し、感染状況を注意深くモニタリングしつつ、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、5類感染症への位置づけ変更にあたっては、道民の皆様、とりわけ、高齢者等の重症化

リスクの高い方の命と健康を守りながら、医療機関をはじめ、地域に混乱を招くことなく円滑に移行していくことが何より重要との考えの下、国において必要な対応策を講じ、5類移行後の社会の在り方を丁寧に説明し、国民の皆様の理解が深まるよう、機会あるごとに働きかけてまいります。

さらに、今後、国から具体的な方針が示された際には、道民の皆様や事業者の方々などへ速やかに情報提供し、理解促進を図りつつ、道としても、国の対応方針を踏まえながら、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るとともに、様々な社会経済活動における変化にも的確に対応できるよう、現在の対策本部に代わる機能の検討を進めるほか、今後とも、経済対策推進本部も活用しながら、円滑な移行に向け、機を逸することなく、全力で取り組んでまいります。

次に、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合についてであります。本会合が開催されることは、本道が温暖化対策に力強く貢献していくことはもとより、経済や地域社会の活性化を図るゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を国内外に発信し、若者をはじめ、幅広い世代や道内の中小・小規模事業者の方々にその意義やメリットを伝える絶好の機会と考えております。

このため、道及び札幌市等で構成する実行委員会では、大臣会合に合わせ、最新の環境技術を体験できる環境広場ほっかいどう2023のほか、子どもたちが参加する環境ワークショップや市町村によるゼロカーボンリレーメッセージ、さらには、脱炭素社会の実現と新しい技術への可能性を展望するシンポジウムなどを道内各地で展開することとしております。

道としては、これらを通じ、道民の皆様や事業者の方々のゼロカーボンへの挑戦意欲を喚起し、GXに向けた道内への脱炭素に係る投資や企業進出、さらには、脱炭素に取り組む中小・小規模事業者の方々における若者をはじめとした人材確保につなげるとともに、地域資源を一層有効に活用しながら、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図るなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を一段と加速してまいります。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組についてであります。今定例会に提案している道地球温暖化防止対策条例案では、新たに基本理念を設け、今後の取組の方向性を明確にするほか、道の責務規定の追加、中小・小規模事業者の取組を促進する排出量報告制度の改善、吸収源対策などの規定を設けることにより、各分野での実効ある取組の促進を図る考えであります。

道では、道民の皆様とゼロカーボンに向けた認識共有や行動喚起を図るとともに、既存技術を最大限生かしながら、2030年の温室効果ガス48%削減を達成し、2050年の実質ゼロに向けた土台をつくることとしており、改正条例はもとより、大臣会合の成果や、ゼロカーボンの意義、メリットを発信するセミナーを全道で開催するほか、家庭部門や運輸部門での排出割合が高い本道の特性を踏まえた道民の皆様の行動変容や、北方型住宅の普及など住宅分野の取組、さらには、畜産バイオマスをはじめ、地域資源を生かした脱炭素の取組が全道各地で展開されるよう、ゼロカーボンシティ宣言の促進のほか、専門知識、ノウハウの提供などにより、市町村の後押しを進めてまいります。

また、低利の融資制度の創設による事業者への支援や、ゼロカーボン・チャレンジャー事業者

へのインセンティブの充実、人材育成、研究開発の取組、さらには、企業誘致の促進などを通じ、ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の振興につなげるとともに、森林整備やブルーカーボンなどの吸収源対策により本道の豊かな自然の魅力の充実を図るなど、脱炭素と本道の経済社会の活性化の好循環の実現に向け、私が先頭に立ってゼロカーボン北海道を牽引してまいります。

次に、国のGX実現に向けた基本方針についてであります。道では、道内経済界や東北各県などとも連携し、本道と本州を結ぶ海底直流送電ケーブルの早期整備について国に要望するとともに、私自身、経済産業大臣に直接お会いをし、思いを伝えてきたところであり、今般、国の基本方針に2030年度を目指し整備することが打ち出されたことは、北海道のみならず、日本全体にとっても脱炭素を進める大きな弾みとなるものと認識しております。

今後、道としては、こうした流れを生かしつつ、経済界や各地域との連携を一層深めながら、洋上風力発電の開発、導入や、エネルギーの地産地消の取組を促進するとともに、関連産業の振興や人材育成、さらには、再エネを活用するデータセンターの集積や半導体産業の誘致に取り組むなど、新たに生じるビジネスチャンスを最大限に生かしながら、ゼロカーボン北海道の実現を通じ、本道経済の活性化を図ってまいります。

次に、北海道グローバル戦略についてであります。新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアによるウクライナ侵略など、国際情勢が急速かつ大きく変化する中、食の輸出や観光振興など、国際関連施策を総合的に推進し、道内経済や地域社会の活性化を図るためには、世界を舞台に活躍する北海道を目指して、本道が進むべき将来の方向性を示すグローバル戦略の重要性がより一層増しております。

国際情勢は刻一刻と変化をしており、北海道の魅力や強みを生かした海外展開などの戦略的かつ効果的な展開に向けては、グローバルリスクに迅速かつ柔軟に対応していくことが必要でありますことから、これまで、多角的な情報収集を行いながら、有識者の方々の御意見を伺い、本戦略を見直すこととし、このたび、基本的な考え方を取りまとめたところであります。

道としては、この考え方に基づき、今後の情勢変化においても改定後の戦略の下で適切に対応できるよう、見直しに向けた検討を加速し、有識者の方々などと迅速な情報共有が可能となる仕組みづくりを行うとともに、その時々々の状況を踏まえたセミナーを開催するなど、グローバルリスクへの対応力の強化を図りながら、本道産業の国際競争力の強化や力強い農林水産業づくりを推進するため、機動的に国際情勢の変化に対応した施策を展開してまいります。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。本道の2022年の道産食品の輸出額は、貿易統計や、企業、団体からのヒアリング等を基に推計したところ、旺盛な海外需要の取り込みや円安などにより、目標額の1500億円を達成する見込みとなっております。輸出を着実に拡大していくことは、本道経済の活性化を図る上で極めて重要であると認識しております。

一方、令和3年の道内港からの輸出額を見ると、品目では、ホタテなど水産物・水産加工品の割合が全体の80%を占め、輸出先では、中国、香港、台湾に対する割合が全体の76.3%を占める

など、大きな偏りが生じております。昨今の激動する国際情勢の変化などにより、今後、輸出拡大への影響も懸念されるところであります。

このため、道としては、特定品目や地域に偏らない施策の展開によるリスク分散など、北海道グローバル戦略の見直しの視点も踏まえるとともに、品目拡大や事業者の方々の意欲向上に取り組むなど、道産食品のさらなる輸出拡大が図られるよう、次期となる第3期輸出拡大戦略について、関係業界をはじめ、広く道民の皆様から御意見をお聞きしながら、年内に策定案として取りまとめ、来年度内の策定に向け検討してまいります。

次に、知事公邸の在り方についてであります。知事という職務の性格上、災害など緊急時において迅速かつ的確に対応するためには、知事の住居としての公邸は行政上必要な施設であり、できるだけ本庁舎に近接する場所に所在することが適当であると認識をしております。

現在、民間住宅を賃貸し、知事公邸として居住しており、休日、夜間などにおける緊急を要する場合にも、職務遂行上、支障がないことを確認したところであります。今後、知事公館、隣接する近代美術館エリアの利活用の検討を進める中で、その取扱いについて整理してまいります。

次に、知事公館・近代美術館エリアについてであります。知事公館や近代美術館が所在するエリア一帯は、長い歴史の中で築き上げられてきた大変魅力のある場所であることから、この貴重な道民の皆様のお財産を確実に次の世代へ引き継いでいく必要があるものと認識をしております。

知事公館エリアについては、登録有形文化財である知事公館や環境緑地保護地区に指定されている緑地について、適切に保全、維持しながら利活用していくことを基本としつつ、低利用となっている居住区域の取扱いについても検討を進めているところであります。

私としては、エリア全体の利活用に当たり、リニューアルに向けた検討を進めている近代美術館も含め、歴史、芸術、文化、環境といった特性を十分生かしていくことはもとより、これまで以上に魅力あふれた交流空間となるよう、道議会をはじめ、道民の皆様、民間事業者の方々などから幅広く御意見や御提案を伺いながら、道教委とも連携を密にし、今後、機能や整備・運営方法を含めた総合的な活用方策を取りまとめてまいります。

次に、虐待防止対策や子育てへの支援についてであります。福祉施設における入所者の方々への虐待は重大な人権侵害であると認識をしており、道では、昨年12月8日付で、道所管の全ての障がい者支援施設及び介護保険施設等に対し、虐待防止委員会の設置や人権擁護研修の実施などを再点検するよう緊急通知を行うとともに、適切な給与水準の確保や勤務環境の改善、職員の負担軽減を国に強く要望したところでございます。

また、障がいがあることを理由に子どもを産み育てられないものとしてサービスの提供や支援を行うことは、本人の意思及び人格を尊重する上であってはならないと認識をしており、先日、各事業所に対し、本人の希望を丁寧に伺い、お一人お一人の意思決定を尊重した支援方針を十分検討し、関係機関との連携の下、希望の実現に向けた支援を進めるよう、改めて周知したところでございます。

道としては、このたび相次いで虐待事案が刑事事件に発展した重大性に鑑み、今後は、実態調査を通じて、発生の経緯や要因をこれまで以上に詳細に分析しつつ、実効ある虐待防止の取組に反映をするほか、課題やニーズを国と共有し、必要な制度や財政措置などを要望してまいります。

また、地域ごとの課題について、事業所の方々や市町村などの関係者間で協議を進め、障がいのある方の意思決定支援に対する取組の推進を、来年度における道の事業所指導方針に新たに盛り込み、その重点指導項目に位置づけるなどして、障がいのある方々や高齢者の皆様の希望が最大限に尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、今後の少子化対策についてであります。現在、国は、こども政策の強化に関する関係府省会議を設置し、経済的支援の強化など、今後の基本的な方向性についてたたき台を取りまとめた後、6月の骨太方針において、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示すべく検討を進めておりますが、妊娠届出件数や出生数の減少傾向が続く中、私といたしましても、少子化対策は一刻の猶予も許さない極めて重要な課題であると認識をしております。

道としては、今後の政策を展開していく上で、国が十分に財源を確保し、地方の負担を増やすことなく、一定の水準の支援が受けられる環境整備を進めるよう強く要望するとともに、独自に様々な子育て施策に取り組んでいる各市町村とも連携し、結婚や子育てに関する支援をはじめ、人口減少対策や経済・雇用対策など、幅広い観点から、全庁を挙げて国の新たな対策への対応や現状の課題などについて検討し、切れ目のない対策に取り組み、安心して子どもを産み育てることができる北海道づくりを進めてまいります。

次に、賃上げに向けた支援についてであります。昨年10月に取りまとめられた国の総合経済対策では、物価上昇に負けない継続的な賃上げを促進するため、賃上げ促進税制の活用、中小・小規模事業者の方々における事業再構築や生産性向上などと一体的に行う賃上げへの支援を拡充することなどが盛り込まれたものと承知しております。

道としては、こうした国の施策の周知を図りつつ、電気料金の値上げ等により道内の中小・小規模事業者の方々が厳しい経営環境にあることを踏まえ、伴走型の経営相談や専門家派遣による生産性と収益性の向上に向けた支援のほか、関係機関と連携し、下請取引の適正化などに取り組むパートナーシップ構築宣言を行った事業者の方々に対し、新たに低利融資を可能とするほか、賃上げを行う企業の事例を紹介するなど、経営者の賃上げに向けた意欲向上や賃上げをしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

次に、食料・農業・農村基本法の見直しについてであります。世界的に食料の安定供給へのリスクが顕在化する中、現在、国において、食料安全保障を確保していくため、基本法の見直しに向けた検証が行われており、本年6月をめどに政策の新たな展開方向を取りまとめる所と見られております。

道では、こうした動きに対応し、昨年7月に庁内に設置した食料安全保障に関する推進チーム

が中心となり、食料の安定供給体制の確立に向けて、全国の農地の4分の1以上を有し、国内最大の食料供給地域である本道の役割や実情を踏まえた見直しとなるよう、国との意見交換を実施してきたところであります。

私としては、本道の農業、農村が有する人や農地、技術といった潜在能力をフルに活用し、食料自給率に占める本道の割合を向上させ、将来にわたり安全、安心で高品質な農産物を安定的に生産、供給することが何よりも重要と考えており、振興局や普及センターが主体となって、市町村や農協など関係機関・団体とも連携し、生産者の皆様の様々な声に寄り添い、個々の経営をサポートすることによって、今後とも夢と希望を持って営農が続けられるよう、本道の農業、農村の実情に即した施策の構築に向け、国に対し政策提案を行うなど、積極的に働きかけてまいります。

次に、本道水産業の振興についてであります。去年は、アキサケ資源の回復やホタテガイの水揚げが過去最高となるなど、明るい兆しも見えておりますが、回遊資源の長引く不漁や海域ごとの生産格差に加え、漁業者の減少、高齢化など、水産業は依然として厳しい環境にあります。

このため、道では、水産資源の適切な管理はもとより、海域の特性に応じた栽培漁業の取組強化や赤潮被害対策の計画的な推進のほか、新たに日本海漁業経営安定化方針や北海道スマート水産業推進方針を今年度中に策定し、生産性や収益性の向上を図ってまいります。

また、増産傾向にあるイワシやブリ、ニシンなどの水産物の高付加価値化を進めるとともに、国内外での販路の拡大に取り組むなど、生産から流通、加工、消費に至る各般の取組により持続的な生産体制の構築に努め、本道水産業を次世代につなぎ、活気あふれる漁村地域への発展に向けて取り組んでまいります。

次に、北方四島周辺水域の安全操業についてであります。本漁業は、地元からの強い要請を受け、4年間の外交交渉の末、平成10年に締結された現行協定の枠組みの下で長年にわたり行われてきており、漁業はもとより、流通・加工業など、道東の地域経済に大きく貢献していることから、このたびの政府間協議に応じられないとするロシア側の対応は到底受け入れることはできないと考えております。

道としては、これまでも様々な機会を通じて操業機会の確保を国に求めてきたところであり、引き続きロシアへの強力な働きかけを国に要請するとともに、秋以降に予定されている漁業にも影響が及ぶ場合には、現在行われているスケトウダラ漁業と同様の支援が受けられるよう、関係団体と緊密に連携して国に求めるなど、情報の収集や提供に努めながら、漁業者の皆様の不安を払拭し、安心して操業が継続できるよう、適切に対応してまいります。

次に、赤潮被害についてであります。道では、令和3年9月の赤潮による漁業被害の発生を受け、昨年7月に各種の対策を盛り込んだロードマップを策定するとともに、魚介類への影響調査や漁獲データの分析、検討を進めてまいりましたが、発生から1年を経過した昨年9月末時点で、ウニをはじめ、ツブ、タコなどに約91億円に上る甚大な漁業被害が明らかになったことから、改めて、漁業生産の回復に向けた複数年にわたる対策が必要と認識をしております。

このため、道としては、ロードマップに基づき、赤潮の発生を早期に予測する手法の開発や、漁業者による漁場環境の回復に向けた取組を支援するとともに、制度資金や漁業共済を活用した経営安定対策の推進、被害を受けた魚種の増養殖の取組を加速するなど、引き続き、国や漁業団体、関係する市町と連携し、漁業者の皆様が希望を持って安心して漁業を営むことができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、北朝鮮の弾道ミサイルへの対応についてであります。北朝鮮が、昨年来、かつてない頻度で弾道ミサイル発射による挑発行為を繰り返す中、2月18日に発射されたI C B M級弾道ミサイルが落下したと推定される渡島大島の西方の海域は多くの漁船が操業する漁場であることから、一連の行為は、漁業者の皆様の安全、安心を脅かす深刻かつ重大な脅威であり、断じて許されるものではないと受け止めております。

このため、道では、直ちに、政府に対し、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進することや、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講じること、漁船や航空機に対する迅速な情報伝達に努めるとともに、万が一、被害が及んだ場合には責任を持って救済策を講じることなどを要請したところでございます。

私としては、今後とも、迅速、正確な情報伝達や状況把握を行うとともに、国や市町村などと連携し、弾道ミサイルを想定した住民避難や初動対応の訓練などに取り組むことにより、道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

次に、森林吸収源対策の推進についてであります。本道の人工林が利用期を迎える中、計画的な伐採と伐採後の着実な植林を進めることは、道産建築材の利用拡大など、森林資源の循環利用はもとより、森林吸収量の目標達成に資する重要な取組と認識をしております。

このため、道では、森林づくりに対する市町村の理解を深めながら、産学官金の連携の下、スマート林業の推進体制を強化し、ドローンやICTハーベスタの導入促進により、高度な森林資源情報の取得や木材生産の効率化を進めるとともに、丸太の太さや長さなどのデータをデジタル化して製材工場等と共有し、流通や加工分野で活用するほか、コンテナ苗の植林から下草刈りまでを機械化する実証を進めてまいります。

また、北森カレッジを核として森林づくりを担う人材を育成するほか、植林面積等の増加に対応できる関連予算を措置し、植林に対する森林所有者の費用負担の軽減を図るなど、ゼロカーボン北海道の実現に向け、本道の豊かな森林の整備を積極的に進めてまいります。

次に、いじめ問題についてであります。いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない行為であると認識をしております。

このため、道では、いじめ問題に道教委と一体となって取り組むことが重要と考え、先月開催した総合教育会議において、「いじめの防止と対応」をテーマとして議論を行ったところであります。

会議では、学校における何気ない行為を被害生徒がいじめと受け止めていることを学校側が速やかに認知しないといた過去の反省すべき点などから、いじめはどこの学校でも起こり得ることであり、いじめゼロではなく、早く発見し解消するという、いじめ見逃しゼロを目指すべき、教員が生徒指導に力を注げるよう、家庭、地域の理解はもとより、法律や福祉、心理の専門家の方々などの力を取り入れ、学校を閉ざさないという社会に開かれたチーム学校として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるべきなどの意見があったことから、基本方針の改定に当たっては、こうした意見も踏まえ、案として取りまとめたところであります。

子どもたちが、いじめに悩み、苦しむことなく、安心して学べる環境づくりに向け、広域自治体である道が地域を支えていく役割を担っていくためには、道内の市町村といじめの未然防止や早期発見につながる効果的な対応策を共有し、不断に連携協力に努めていく必要があります。

私としては、本道の未来を担う子どもたちの大切な命を守るという断固たる決意の下、いじめ防止対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、半導体産業の誘致についてであります。次世代半導体は、今後のデジタル化、脱炭素をはじめ、あらゆる産業を支える中核技術であるとともに、AIやスーパーコンピューターなど、様々な分野でのイノベーションを起こす鍵ともなるものであり、その国内生産は経済安全保障の観点からも極めて重要であります。

そうした中で、トヨタ自動車やNTT、ソニーグループなど、国内主要企業8社が出資し、昨年8月に設立されたラピダス社は、世界最先端の国産次世代半導体の技術開発、量産製造に向けて取り組んでいるところであります。

本道は、広大な産業用地を抱え、自然災害の少なさや積雪寒冷な気候といった立地特性に加え、半導体生産に欠かせない水も豊富に賦存するとともに、高付加価値で軽量の半導体の出荷に適した物流機能の存在、北大をはじめとする教育機関から理工系人材を多数輩出しており、多様な国、地域、組織の人々と連携協働が可能であること、さらに、日本随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、道が取り組むゼロカーボン北海道は、日本全体にとって重要な取組である脱炭素等に先進的な役割を果たすなど、次世代半導体の立地にふさわしい優位性を有しているものと認識しております。

ラピダス社は、2025年前半にパイロットラインを完成させ、2020年代後半には量産製造ラインの操業を目指し、こうした大規模なプロジェクトをハイスピードで進めようとしております。

私としては、こうしたラピダス社の壮大なチャレンジに強い共感を覚え、世界最先端・最高水準の半導体を北海道から世界に届けたいとの思いから、先日、同社を訪れ、製造、研究、人材育成などの複合拠点、さらには、本社機能の本道への立地を強く働きかけてまいりました。

ラピダス社によれば、技術の確立までに2兆円、量産ラインの準備に3兆円、合計5兆円規模の投資が必要とされており、仮に立地が実現をすれば、本道への過去最大の投資となるメイド・イン・北海道の次世代半導体の製造拠点の立地に加え、製造装置や素材といった関連産業等の集積につながるものであり、こうしたチャンスをしっかりとつかんでいくため、本道の力を一つに

結集し、全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、道政運営に対する私の考え方についてであります。

振り返ると、4年前の2月、それまで夕張市長として財政の再建と地域の再生に取り組んできた経験が北海道のために必ず役に立つという強い思いを胸に、知事選に臨むことを決意しました。

そして、知事就任以来、活力あふれる北海道の未来の実現に向けて、ピンチをチャンスにという視点を持ちながら、道政の推進に心血を注ぎ、これまでひとときも休むことなく全力で走り続けてまいりました。

新型コロナウイルス感染症との闘いでは、前例がなく、知見も限られる中、日々苦悩しながらも、多くの方々の御理解と御協力をいただき、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に力を尽くしてまいりました。

ほっかいどう応援団会議の取組では、市町村など関係の皆様の大変な御努力により、ふるさと納税額が3年連続で全国1位を達成するなど、道内外から多くの力強い応援をいただきました。

こうした政策の推進に当たっては、現場の声を自ら伺い、そして、その声を大切にするという信念の下、道内179全ての市町村を訪問するとともに、企業誘致などのトップセールスにも奔走し、感染症の対応に万全を期しながら、顔の見える関係づくりにも心を砕いてまいりました。

しかしながら、北海道を取り巻く環境は急激に変化をしております。

コロナ禍はもとより、国際情勢の変化やエネルギー価格高騰など、本道にも大きな影響が及ぶ中、道民の皆様様の命と暮らしを守っていくことが重要であり、緊急経済対策をはじめ、子ども政策や女性支援、医療、福祉など、優しく温かい社会をつくり、新たな感染症や巨大地震に備え、交通・物流基盤など、命を守り、暮らしや産業を支える基盤の強化を進めてまいります。

また、エネルギー問題や地球温暖化、食料安全保障など、我が国、そして世界が大きな課題と向き合う中、今がまさに北海道のポテンシャルを最大限発揮すべき重要な局面であります。

北海道、そして日本の未来を支えるエネルギー、デジタル、食の三つの分野を一体的に取り組み、相乗効果を生み出し、北海道の価値をさらに押し上げていくため、果敢に挑戦をしていかなければなりません。

エネルギーに関しては、豊富な再生可能エネルギーの活用を進め、海底送電ケーブルの整備促進に取り組みながら、ゼロカーボン北海道の取組を加速し、環境と経済の好循環を実現してまいります。

デジタルに関しては、本道への過去最大の投資となり、イノベーションを起こす鍵ともなる世界最先端の半導体製造拠点の道内立地に向けて全力で取り組むとともに、データセンターをはじめとするデジタル産業の集積を進めてまいります。

食に関しては、基幹産業である農林水産業の持続的な発展はもとより、我が国の食料安全保障の強化に寄与していけるよう、生産基盤の整備や輸入依存穀物の生産拡大などに取り組むとともに、豊かな環境が育む多彩な食の魅力を磨き上げてまいります。

また、個性あふれる道内各地の魅力的な観光資源をはじめ、自然、スポーツ、アイヌ文化など、世界に誇る北海道の価値を高め、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合や豊かな海づくり大会、アドベンチャートラベル・ワールドサミットなど、国内外に北海道の魅力を発信する絶好の機会を生かしてまいります。

北海道の未来づくりは、人づくりでもあります。深刻な人材不足への対応はもとより、時代の変化に対応できる教育や人づくりに取り組むとともに、豊かで働きやすい環境づくりを進めてまいります。

こうした政策は地域の皆様とともに一步一步着実に歩みを進めていくことが大切であり、企業や地域おこし協力隊の方々などとの連携を強化するなど、応援団会議をさらに発展させながら、179の市町村それぞれのすばらしい魅力を磨き上げ、地域の声を聞き、共に考え、行動していきます。

私は、こうした基本的な考えの下、職員と一丸となり、北海道が直面している様々な困難に立ち向かい、道民の皆様への命と健康、暮らしをしっかりと守り抜くとともに、北海道の確かな未来をつくっていく覚悟であります。その先陣を切っていく役割を担いながら、道民の皆様とともに、ひたむきに北海道を前に進めてまいる決意であります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）道政上の諸課題に関し、道立都市公園の活用についてであります。道では、道民の余暇活動や健康増進活動の場として、道内11か所に広域公園を整備し、キッチンカーを集めた屋外イベントを開催するなど、公園の利用促進はもとより、地域の活性化にも取り組んできたところであります。

こうした中、公園利用者の利便性や快適性の向上などを図るため、民間のノウハウや資金を活用する制度であるP a r k－P F Iが創設され、カフェやレストランといった公園利用者の多様なニーズに応えることや、グランピングやアスレチックなどのアウトドア活動の場としての活用も期待できると考えているところであります。

このため、道では、P a r k－P F Iの導入に向けて、雪中キャンプや地域の特産品を販売するマルシェなどを開催し、民間事業者の意向把握に努めてきたところであり、今後は、ほっかいどう応援団会議などの道が持つ様々なネットワークを活用し、観光分野を含めた多くの民間事業者から、収益や集客の見込みのほか、整備に当たっての課題などについて意見を伺いながら、民間参入に向けた要件の整理や参入意欲の喚起に努めるなど、新たにP a r k－P F Iを導入することにより、これまで以上に地域のにぎわいを創出し、道内に11か所あるそれぞれの公園の特色を生かした魅力あふれる公園となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇） 富原議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、道政上の諸課題に関しまして、近代美術館の在り方についてであります。近代美術館や知事公館などのエリアは、市内中心部に位置をし、憩いの場としても親しまれており、近代美術館が、この立地環境を生かし、教育、観光等の多様なニーズに対応できる文化発信の拠点として、その機能を高めることが重要です。

道教委では、昨年1月に有識者で構成するこれからの北海道立近代美術館検討会議を設置し、これまでの活動の検証や、今後求められる使命、役割といった目指す姿などについて検討するとともに、道民の皆様からいただいた幅広い御意見を参考に、このたび中間報告素案をまとめたところであります。

今後は、「誰もが楽しみ、学び、やすらぎを感じ、人生の豊かさを見いだすことができる場所」という目指す姿の実現に向け、都心の貴重な緑を生かした環境整備などを施設整備の基本的な考え方とし、整備方法の検討に当たっては、美術館活動への影響や、経済性、環境性などを比較評価するなどし、道民の皆様御意見を伺うとともに、知事部局における総合的な活用方策の検討状況を注視しながら、関係部局とも緊密に連携し、丁寧な検討を進めてまいります。

次に、教育問題に関しまして、まず、いじめ問題への対応についてであります。学校、家庭、地域、行政等が連携協力し、社会全体でいじめ問題を克服していくためには、社会情勢の変化を的確に捉えて、いじめ防止基本方針を改定し、必要な対策を効果的に進めることが重要です。

道教委といたしましては、道議会や総合教育会議、いじめ問題審議会での御議論をはじめ、道民の皆様からの幅広い御意見などを踏まえ、法に基づく、いじめの早期発見、積極的な認知によるいじめ見逃しゼロの徹底、被害児童生徒に寄り添った学校での組織的対応の徹底、総合教育会議による地方公共団体の長と教育委員会の連携強化、犯罪行為として取り扱われるべきいじめの基準を明確にし、直ちに通報することの徹底など、警察との連携強化などの観点から改定をすることとし、市町村教育委員会や関係機関・団体と改定の考え方や内容について共通理解を図りながら、全ての地域でいじめ防止、いじめ対応の徹底を図るほか、専門家等で編制をする緊急支援チームによる積極的な対応やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣の拡充に努めるなど、新たな基本方針に基づく取組を加速させ、一層の危機感を持ち、いじめを決して許さないという確固たる姿勢で、本道の子どもたちの命と心を守る取組を進めてまいります。

最後に、部活動の地域移行についてであります。中学校における部活動の地域移行は、生徒一人一人の望ましい成長のために、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の最適化を図り、体験格差を解消することを目指して行うものであり、教育局が行う教育長会議等においてこのような取組の趣旨と各市町村における部活動の現状や取組の進捗状況などについて情報共有を図ってまいりました。

地域移行に当たりましては、実施主体や指導者の確保などの課題がある中、半数近くの市町村が国の事業を活用した取組の検討、準備を進めており、一部の市町村では、来年度に一部の部活

動で休日の地域移行を実施することといたしております。

道教委といたしましては、地域の実情に応じた提案や助言を行うアドバイザーの派遣、市町村間の取組等の調整を行う教育局サポートチームの設置、指導者の人材バンクの整備を進めるとともに、全国都道府県教育委員会連合会と連携した財政措置の国への要望を行うなど、知事部局をはじめ、市町村教育委員会や関係団体と連携をしながら、全ての市町村で持続可能な子どもたちのスポーツ・文化環境が整備されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇） 富原議員の御質問にお答えをいたします。

要人警護についてであります。安倍元総理が銃撃された事案を踏まえ、警護に関する基本的事項を定める警護要則が新たに制定されたことを受け、道警察においては、令和5年度の組織改正により警護の担当者を増員するなど、警護体制の強化を予定しているほか、実践的かつ高度な訓練を行い、警護員の能力向上を図るなど、同様の事案を生じさせないための取組を進めているところであります。

本年は、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合をはじめ、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会などの重要行事が予定されていることから、自治体等の関係機関と緊密に連携を図りながら各種取組を着実に推し進め、道警察の威信にかけて警備の万全を期してまいります。

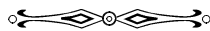
道警察といたしましては、犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現に向け、職員一人一人が、道民とともに、道民のためという姿勢を持って、強く正しく誠実に職務に邁進し、現下の諸課題に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 富原亮君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩



午後1時1分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

山根理広君。

○22番山根理広君（登壇・拍手）（発言する者あり） 民主・道民連合議員会を代表いたしまして、通告に従い、知事及び教育長に質問をしております。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

鈴木知事の任期も残すところ僅かとなりましたが、4年前、知事選に挑むに当たり、あらゆるピンチをチャンスに、あるいは、徹底した道民目線、道民第一の姿勢を掲げたものの、今日に至っても、食と観光の推進、JR路線維持問題、原発再稼働や核ごみ最終処分場問題をはじめとす

る原子力関連問題などの重要課題に、道民が心から納得できるような具体的成果は全く上げられていません。

1期目を振り返って、この4年間の道政運営に対する自己評価を伺います。

また、そう評価した根拠、理由を伺います。

北海道新聞によると、昨年と一昨年の世論調査の結果を比べると、鈴木知事を支持する割合が10%以上減少しています。さらに、政策実現力は14%減で、支持率より減少幅が大きくなっています。

4年任期の大部分を占めた新型コロナウイルス感染症への対策を取り上げて、十分な評価分析もないまま、国追随の、あるいは、場当たりの対応を繰り返し、3年余りの長きにわたり感染予防と経済活動を両立させられなかったことなどが背景にあると考えますが、政策実現力の評価の低下は、道民や事業者に対して知事が打ち出した施策の効果が届いていないことの表れではないのでしょうか。

こうした現状をどのように認識しているのか、所見を伺います。

先ほど、コロナ禍における政策は、まさに国に追随する政策に終始したと述べましたが、知事が看板政策に掲げるゼロカーボンやデジタル化についても、元をただせば国の構想であり、その焼き直しにすぎません。

重要な課題であることは否定しませんが、そもそも道民は、ゼロカーボンやデジタル化を切に望んでいるのでしょうか。むしろ、人口減少問題など、道の将来を左右する重要課題に速やかに着手する必要がある、そのための政策は圧倒的に道民に伝わっていないではありませんか。

改めて問いますが、現状を踏まえた自ら打ち出す道民のための独自政策とは何か、所見をお伺いいたします。

知事は、1期目の公約の一つに稼ぐ道政を掲げ、北海道の宝を市町村と一体となって売り込むことで新たな財源を獲得するとしていました。

そして、2期目の出馬に当たって公開した自身のホームページでは、ほっかいどう応援団会議の取組として、ふるさと納税に関し、3年連続で日本一を達成、「エールを北の医療へ！」の寄附総額が13億円に達したなどと、その成果を強調しています。

しかし、日本一は、主に道内の市町村の努力の結果であり、ほっかいどう応援団会議の成果であるかのように語るのには、いささか手前みそが過ぎるのではないのでしょうか。

また、「エールを北の医療へ！」の寄附は、道内の医療従事者の方々へのまさにエールとして、広く全国の個人や企業、団体の方々からいただいたものであり、それが果たして応援団会議の成果と言えるのか、疑問であります。

そこで、稼ぐ道政を担うほっかいどう応援団会議が、ふるさと納税をはじめとする民間資金の獲得にどのような成果を上げ、知事はこの4年間でどう総括しているのか、伺います。

コロナ対策や物価高騰対策に加え、泊原発再稼働、JR路線問題、防災、減災、農林水産業の振興、北方領土返還運動など、道が直面する重要な課題は山積しています。知事が語る北海道の

未来を切り開くためには、いずれも避けては達成できない難題ばかりであります。

道民の安全、安心な営みがなければ、経済活動も停滞したままとなり、北海道の景気はいつまでも冷え切ったままでございます。人口の流出が止まらなくなります。

知事の「直向きに北海道を前へ」というキャッチフレーズは、耳触りだけはよいが、この4年間で北海道が前に進んだという実感が道民にあるのか、一度聞いてみるべきであります。

ピンチばかり続いている現状から、果たしてどのように未来を切り開き、道民を導くのか、所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

今年1月、新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月8日をもって、新型コロナを2類相当から5類感染症へと区分移行する方針を決定しました。

道民の不安解消や情報の周知徹底には万全を期す必要があります。そもそも、位置づけを見直してもウイルスや感染実態が変わるわけではなく、法的な扱いが変わることによる影響等、十分な見極めが必要です。

道として、ウイズコロナを見据えた今後の対策をどのように進めていくのか、伺うとともに、医療提供体制、医療費、ワクチンの取扱い等、今後の方向性について、知事の認識を伺います。

新型コロナウイルスが5類となれば、行動制限が伴うことはなくなりますが、飲食店に対し現在行っている第三者認証制度は今後どのような取扱いとなるのか、今後の飲食店の感染対策について、第三者認証は継続するのか、それとも5月8日をもって取りやめるのか、うやむやのままでは当該事業者や利用者などに混乱を来すおそれがあることから、明確な方針を打ち出す必要があると考えますが、見解を伺います。

また、飲食店での今後の感染症対策の在り方について、どのような方針を取るのか、お伺いいたします。

新型コロナの感染拡大から3年が経過しました。この間、道民や事業者の皆様はもとより、現場で働く医療従事者、介護職員などエッセンシャルワーカーの方々の一方ならぬ御尽力やお力添えがあつてこそ、数々の苦境を乗り越えられてきたと確信します。

この間の御理解と御協力を無にせず、着実に日常を取り戻すため、併せて、新たな感染症の出現に備え、道民の命と生活を守るためにも、感染者の減少傾向が続くこのときに、これまでの対策等の総括をしっかりと行うことが重要であります。知事及び教育長の認識を伺います。

また、その結果や反省点を踏まえ、指揮室の機能の見直しと感染症対策の危機管理体制の見直しを講じるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、行財政運営について伺います。

知事は、再選出馬に当たり、「道民の暮らしをまもる」など、三つの基本政策を掲げていますが、そうした政策を進めるためには、健全な道財政と安定的な財源の確保等が不可欠であることは言うまでもありません。

しかし、足元の税収は過去最高水準となっているにもかかわらず、財政状況が大きく改善した

ようには映りません。

令和5年度当初予算は、いわゆる骨格予算であるため、具体的な収支見通しも示されませんが、1期目の任期を終えるに当たり、少なくとも、これまでの財政運営の成果を道民に明確に示すべきと考えます。

知事は、就任以来、政策的経費も含めて、自らかじ取りしてきた財政運営をどのように評価分析し、どのように公表して、選挙で道民の審判を受けるつもりなのか、伺います。

昨年導入された全職員へのスマートフォンの貸与が、業務に当たり使用されていないと聞きます。

以前、知事は、記者会見で、活用する不断の努力が必要と答えていますが、事業への導入や活用が進まなければ、莫大な事業費が無駄になるとともに、デジタル化やDX推進の先導役であるべき道の責務や社会的インセンティブにも影響します。

「道庁テレワークデイズ2022」や全職員へのスマートフォン貸与等、スマート道庁の取組について進捗状況を伺うとともに、導入効果の検証と対策が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

昨年の暮れに、北海道立総合研究機構の職員が不正に入手したソフトウェアを業務に利用していたとして、正規品を販売しているソフトウェア会社に8300万円の損害賠償金を支払ったことが公表されました。

道民の信頼を著しく損なうものであり、理事長をはじめ、機構組織はもとより、設置者である知事も厳粛に受け止め、再発防止と信頼回復に努めなくてはなりません。

しかし、さらに問題なのは、平成19年にも道庁職員がパソコンソフトを不正にコピーして業務に使用していたことが発覚し、今回と同様に約1億4000万円のライセンス料を支払っています。

当時の知事は、責任を取り、給料の一部を減給、処分された職員は延べ679名にも及びました。

今回、再び類似事件が発生し、結果として教訓が生かされなかったことになりましたが、なぜこのような不祥事が後を絶たないのか、設置者としての知事の責任をどのように考えているのか、所見を伺うとともに、今後の対策について伺います。

少子・高齢化は、地方を中心に深刻な社会問題であります。

東京では、今年10月から、0歳児から2歳児までの第2子の保育料を完全無償化する等、インパクトのある子育て政策を展開しています。

しかし、大都市部において強い財政力を背景にサービス向上を集中させると、人口流出に悩む地方との二極化が今後ますます進んでしまいます。

知事は、1月13日の記者会見で、一極集中の是正の必要性和併せて、どこで生まれてもひとしく一定の水準で子育て支援を受けられることの大切さを説きました。

そこで、一定の水準とは具体的にどういうサービスレベルを言うのか、伺うとともに、都市部に負けない北海道らしい子育て支援や教育整備をこれまでどのように進めてきたのか、伺いま

す。

今冬も相次ぐ大雪により交通障害が発生し、道民生活に少なからず影響をもたらしました。

とりわけ、1月24日からは、10年に一度と言われる猛烈な寒波が本道を含む日本列島を襲いました。報道各社も、命を守るため、不要不急の外出は控えること、低温による路面、水道管の凍結に備えること等、繰り返し注意を喚起しました。

しかし、この期間、知事は、オホーツク管内の市町村を公用車で次々と視察、周遊し、その後、東京へ移動しました。大雪災害の危険性が極めて高い期間に、道庁から遠く離れた地へ出張すること自体、危機意識に欠けるではありませんか。

また、出迎える関係者のみならず、知事自身が災害に見舞われる危険性もあり得る状況にありましたが、出張公務の目的や成果、出張の判断基準、危機管理意識について、知事の所見をお伺いいたします。

次に、地方創生の推進について伺います。

地方自治体による地方版総合戦略を国が支援し、深刻化する少子・高齢化を是正すべく、地方創生が位置づけられていることと承知しますが、近年、都市と地方の経済力格差はますます広がり、過疎地域の人口減少や少子・高齢化が深刻化し、後継者不足による地方産業の衰退、医療従事者やインフラ整備事業者の減少など、依然として財政力のある自治体が優位な状況に変わりはなく、政策の実効性が全く見られません。

少子化対策を一つ取り上げても、東京都の子ども給付金制度など、全国的に自治体間格差の是正機能がどこで果たされるか、分からない状況にあります。

そこで、本道においても、誰もが安心して暮らし続けられるよう、経済回復や雇用創出、子育てや教育環境の整備、医療や福祉体制の強化など、地域活性化を促す政策の充実が求められますが、地方創生の推進をどのように図るべきか、知事の認識を伺うとともに、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

次に、鉄道機能の維持存続について伺います。

J R北海道に対する国の支援について、新たな経営支援策は順次措置されており、国土交通省の監督命令に基づき、2031年度の経営自立を目指した中期経営計画を進めていると承知していますが、5年間の中期経営計画は来年度が最終年度となっています。

また、現在措置されている3年間の支援パッケージは2023年度までであり、24年度以降のJ R北海道に対する国の具体的支援は23年度中に確定しなければなりません。

当初計画に入っていない福島県沖地震による新幹線車両更新費用や除雪機械の増備など、経費も膨らみ、円安や原油・物価高騰など、将来予測も困難な中、地域公共交通を守る観点から、道としてJ R北海道の路線維持問題についてどのように対応していくつもりなのか、知事の所見を伺います。

4者会議で議論が進む中、函館一長万部間の維持に関し、2月7日の日経新聞インタビューで、J R貨物社長は、なくては経営が成り立たないと、その維持の重要性を強調し、北海道とし

て前向きな考え方を示してほしいと期待感を示しています。

青函トンネルにつながる貨物の大動脈としての重要性も踏まえ、函館一長万部間の存廃議論に対し、知事は、どのような考えで議論に臨み、結論をどのように導き出す意向なのか、所見を伺います。

次に、医療・福祉課題について伺います。

道は、昨年の障がい者施設及び高齢者施設における虐待や障がい者のグループホームで不妊処置を求めていると報道された事案を受け、本年1月から、施設職員及び入所者本人、家族に対する実態調査を開始しました。結果については、今後、5月末に明らかになるとのことですが、今現在、施設を利用する方や御家族に一刻も早く安心できる情報が必要と考えます。

そこで、これまでの障がい者のグループホームで暮らす方への子育て支援の状況についてどのように取り組んできたのか、伺うとともに、今回の事案を受け、今後どのように進めていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

2021年の全道の出生数は2万8761人と、この10年で3割も減り、加速する少子・高齢化への対策は喫緊の課題であります。

こうした中、政府は、児童手当所得制限撤廃の方向で議論を進めるなど、これまでの子育ては家庭という考えを改め、子育てを社会全体で応援する体制に大きくかじを切りました。

一方で、望まない妊娠による嬰兒の遺棄事件や、道内初のベビーボックス設置とそれに伴う他県医療機関の支援、障がい者のグループホームでの一方的な不妊強要の疑いなど、かけがえのない幼い命をめぐり、道内での課題は山積しています。いずれも生まれてくる子どもには何の罪もありません。

北海道の未来へのかじを切る鈴木知事は、不遇な環境に置かれる幼い命に対し、どのような認識を持ち、政策を展開していくのか、認識及び今後の方針について伺います。

長引くコロナにより、職や住居を失った方の最後のよりどころである無料低額宿泊所、いわゆる無低について、2018年に届出制が導入され、5年がたちました。

無低は届出制となっていますが、有料老人ホームや認可外保育施設と異なり、罰則がないため、その実態が事業者任せとなっており、劣悪な環境の施設もあると聞きます。

無低が生活困窮者の安心できる居宅となるためには、いわゆる貧困ビジネスの温床とならないよう、事業者へ、届出制の社会福祉事業であることの自覚と使命感を持って良心的に取り組むことを促すことが肝要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、経済と雇用対策について伺います。

昨年12月の国内企業物価指数は、前年度月比で10.2%上昇し、伸び率は過去2番目の大きさを記録しました。

このような中、北海道電力が国に申請した電気料金の値上げが、このままいくと、6月検針分から平均で34.87%の値上げとなります。

大幅な電気料金の値上げが道民や事業者に大ダメージになることは明らかであり、とりわけ中

小・小規模事業者が事業を継続できるよう、道として全力を尽くすことが強く望まれます。今後、さらに野心的な戦略を立てるとともに、計画的に経済の回復を実現させることが極めて重要であります。

一方、岸田首相は、施政方針演説の中で、投資と改革に触れ、GX、DX、イノベーション、そしてスタートアップなどを示していますが、本道においては、いずれの取組も緒に就いたばかりで、本道経済の回復に寄与しているとは言い難い状況にあります。

鈴木知事は、過日、2期目に向けて出馬表明されましたが、コロナ禍により停滞を余儀なくされたこの3年間を一体どのように取り戻していく考えなのか、所見を伺います。

働き方改革関連法が2018年7月に成立し、2019年4月から段階的に施行されています。特に、2024年4月1日から、自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されますが、流通業界を中心に課題も多いとの声を聞きます。

人口減少や少子・高齢化が進む本道において、労働者不足は深刻な課題であり、特に物流業では、運転手不足により、輸送運搬量が減り、事業利益の減少や運転手の収入減にもつながるため、ひいては、倒産や離職を促す可能性もあります。

燃油や物価が高騰している社会的背景の下、道として、新年度当初から労働力対策や事業支援策をあらかじめ講じなければ、法施行準備に間に合わないのではないのでしょうか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、北電の電気料金値上げについて伺います。

北海道電力は、世界的な燃料価格や卸電力市場価格の高騰、また、円安進行等を理由に、大幅な電気料金値上げの申請を行いました。依然として物価高騰等が続いている現時点での電気料金の値上げは、道民の家計をはじめ、中小・小規模事業所において大打撃となることは、火を見るより明らかであります。

知事は、1月26日に発出したコメントで、北電への経営の合理化、効率化に向け、あらゆる分野で聖域を設けず、最大限の企業努力を求めています。一方、あくまで民間事業者の経営問題といった壁があり、知事のコメントは掛け声倒れに終わると見透かす道民も多いです。

知事は、自身が発出したコメントに期待を寄せた皆様に対し、どのような行動で応えるのか、支援等は考えていないのか、所見を伺います。

次に、大雪対策について伺います。

今年に入り、日本列島を10年に一度の大寒波が襲来しました。

北海道では、昨年12月23日から24日にかけての大雪で、オホーツク地方を中心に停電も発生しました。

道は、23日の午後10時に道災害対策本部を設置し、大規模な停電が発生し、避難所設置等による継続的な救助が必要だとして、北見市、紋別市など10市町に災害救助法を適用しました。

知事は、24日の午前の対策本部会議で、厳冬期の停電は被災者の生命の危機にも直結するおそれがある、人命優先で、地元のニーズの情報収集を強化すると述べています。

昨年の大雪災害以降、道は、検証を行い、対応策を取りまとめました。今回の大雪災害では、その検証や対応策は生かされたのか、伺います。

また、この冬の実例を踏まえ、知事は、厳冬期における大雪対策についてどのように考え、今後、厳冬期の災害に対してどう対応していくのか、見解を伺います。

次に、建設政策の推進について伺います。

今後策定される建設産業の振興に対する新たなプランに基づき、建設産業が担うべき社会的役割を果たし、そして、担い手の確保育成にも尽力していかなければなりません。

特に、2024年問題への対応や、大雪対策、防災・減災、国土強靱化対策など、着実な社会資本整備が強く求められています。

ライフラインとしての使命を果たし、道民の暮らしを支えていくための北海道新広域道路交通ビジョン・計画の推進や、老朽化した道路、河川、海岸などの維持管理や長寿命化対策、本道の積雪寒冷という特殊性を踏まえた除排雪への対応などが非常に重要になると考えますが、これらについてどのように取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、農業政策について伺います。

コロナ禍の需要低迷や、円安、原油高による資材高騰等で、米やてん菜、生乳を中心に本道の農業生産環境が悪化し、離農や減反、減産が進んでいます。

特に、酪農家は、加工向け乳価の引上げや海外乳製品の輸入継続、脱脂粉乳の在庫増、子牛価格の下落、飼料負担増等、経営の先行き不安を訴える声も多いです。

令和4年の第4回定例会の我が会派の代表格質問に対し、知事は、食料生産基盤の強化に努めるとともに、農業者が意欲を持って営農できるよう、酪農への支援や道産農産物の需要喚起等、必要な対策を早急に検討すると答弁していますが、いまだに、米農家やてん菜農家は減反や作付転換を余儀なくされ、酪農家は減産や経営苦にさいなまれています。

これまでの国や道の農業支援策では不十分であり、本道独自の追加支援を早急に増強すべきと考えますが、喫緊の対策の検討状況や取組の成果について伺うとともに、離農回避や生産基盤の強化をどのように図るのか、所見をお伺いいたします。

耕作地面積の大規模化や高齢化に伴う労働力不足に対応すべく、GPSを活用した自動操舵トラクター走行やドローン操縦による圃場撮影など、ICTを活用したスマート農業の研究が進められています。

しかし、試作製品の精度やスピードの向上、誤作動の防止等、研究や実証実験を重ねることで相応の期間を要する一方で、多額の技術開発経費や複雑な機械操作等の課題もあり、実用化に及ぶ事例は少ない状況です。

物価高騰や資材不足の情勢下において、技術開発や実用化、製品普及をどのように支援していくのか、伺うとともに、山地や不感地帯も多い本道農場において、スマート農業をどのように広めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、林業政策について伺います。

喫緊の課題である森林整備に対応するため、各市町村に対して、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されました。

令和4年9月現在で、譲与額全体の38%がいまだ基金に積み残されているなど、必ずしも有効活用がなされているとは言い難い状況です。

これらの現状について道の認識及び今後の取組を伺うとともに、広大な本道の森林をどのように次の世代に残そうとするのか、知事の所見を伺います。

道は、建築材を輸入材から道産木材に転換する動きを捉え、伐採後の植林に必要な苗木の安定的な確保を目指すため、北海道コンテナ苗利用拡大推進方針の目標をこれまでの300万本から500万本に見直す改定を行おうとしています。

一方、計画本数に対する実績では、それまで順調に推移していた利用・生産本数が令和3年度において前年度を下回ったことや、道内の注文住宅着工が2割減少し、1万户を初めて下回るなど、不安要素がちらつきます。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢の変化によって外国材の輸入が回復する可能性や、造林分野における林業従事者の減少など、課題が山積しており、コンテナ苗の利用拡大の前提となるこれらの課題解決を図らなくては目標達成は難しくなると考えますが、知事はどのように考えているのか、所見を伺います。

次に、水産業政策について伺います。

北方領土周辺水域の安全操業について、日ロ漁業協定が平成10年に結ばれて以来、道東の地域経済に貢献するなど、大きな役割を果たしてきました。

しかし、今般、ロシア側は、今年の政府間協議を行うことができないと日本側に通告しており、周辺水域での漁業継続は大変厳しい状況となっています。

日本政府は、一日でも早く、ロシア側が協議に応じ、速やかに操業が実施されるよう強く働きかけていると承知していますが、既に例年の操業開始時期を過ぎている漁もあり、国の支援を受けながら前浜で新たな漁場を探すなど、対応を余儀なくされている漁師の方がいます。このままでは、北方領土隣接地域の漁業は壊滅的な打撃を受け、水産業の維持が危ぶまれます。

知事は、このような状況についてどのように受け止め、今後どのように対応するのか、所見を伺います。

政府は、1月13日に開催した関係閣僚会議で、福島第一原子力発電所にたまる放射性物質——トリチウムが残留する処理水の海洋放出の時期を、今年の春から夏頃と見込むことを確認しました。

海洋汚染への不安や水産物の風評被害への懸念は根強く、全漁連は一貫して海洋放出に反対していることや、漁業者の理解が得られていない段階で海洋放出の具体的な時期に言及すること自体、重大なルール違反です。

一方で、先月末に公表された本道の令和4年漁業生産状況速報値によると、数量は3年連続で100万トンを超える見込みであり、金額は、ホタテガイの海外需要の高まりや円安等の影響のほ

か、サケの漁獲増、イワシの価格上昇によって、平成27年以来7年ぶりに3000億円を超える見込みです。

ようやく長い低迷期から明るい兆しが見え始めた矢先、放出が始まれば、中国などの輸入規制がさらに厳しくなるおそれもあります。懸念される影響にしっかりと備えることが必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、人権施策について伺います。

北海道雇用・人材対策基本計画の中で、「幅広い分野で人手不足が深刻化しており、将来的な労働力人口の減少、地域経済の縮小を食い止めるためには、これまで以上に多様な方々の労働参加の促進による労働力人口を維持・拡大させることが重要である」とされています。

しかし、企業は、人材選びにおいて慎重になる傾向が強くなっており、性別や性的マイノリティー、家庭環境などを理由とした就職差別に拍車をかけています。

我が会派は、人権施策推進基本方針の内容を反映すべきと求めてきましたが、極めて消極的な対応でした。

道は、このような傾向についてどのように認識しているのか、また、このような差別の解消にもつながることから、直ちに改定に着手するよう強く求めますが、所見を伺います。

先般、荒井元総理秘書官の性的マイノリティーをめぐる不適切発言は、当事者の人権を脅かし、多様性社会の実現を著しく妨げることは決して看過できるものではなく、まずは、我が会派としても強く抗議の意思を表明するものであります。

政府ではLGBT理解増進法の制定に関する議論が進められていますが、理解増進という聞こえのいい言葉だけでは、実際には何の根本解決にはつながらないことから、当事者は、差別解消を盛り込むこと、同性婚の法制化に向けた議論を進めることを望んでいます。まずは、知事の所見を伺います。

その上で、道では理解促進に向けて既に取り組んでおり、国に先んじて取り組んだ温暖化対策と同様、道独自の差別解消や理解増進のための施策を早期に打ち出すべきと考えますが、所見を伺います。

パートナーシップ制度について、この4年間の中で理解を深めるという答弁が続き、実質的に一歩も進んでいません。

知事は、あらゆるピンチをチャンスにとの公約を掲げていましたが、当事者のピンチはチャンスにしていだけないのか。

導入自治体が増え、社会的理解が深まる中、パートナーシップ制度の導入は、もはや避けて通れません。北海道も大きな一歩を踏み出すときに来ているのではないのでしょうか。

当事者、関係者は、次なるリーダーの英断に大きな期待を寄せています。知事の所見をお伺いいたします。

次に、ゼロカーボン北海道について伺います。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、道民の皆様や事業者の皆様に対して、脱炭素

に、ライフスタイル、ビジネススタイルの転換につながる取組を広く呼びかけていく、ゼロカーボン北海道チャレンジプロジェクトを示しています。

そこにインセンティブがない中、どのように道民への浸透を図るのか、伺います。

最後に、教育課題について伺います。

昨年9月、国連の権利委員会による初めての審査が行われ、総括所見、改善勧告が公表されました。

勧告では、分離された特別支援教育の中止に向け、障がいのある子もない子も共に学ぶ、インクルーシブ教育に関する国の行動計画をつくることを求めています。

これに対し、文科大臣は、多様な学びの場で行われている特別支援教育の中止は考えていない等、障害者権利条約に反する発言に終始しています。

国連の権利委員会勧告に対する知事及び教育長の所見を伺います。

また、地域の普通学校への入学を拒否されている現状を変えるべく、非拒絶条項を道の施策として推進すべきと考えるが、知事並びに教育長の所見を伺います。

こども基本法の趣旨を踏まえ、知事は、全庁を挙げて子どもの権利や最善の利益が確保されるよう取り組んでまいると答弁していますが、その実現に向けて一番の近道は、総合条例の制定です。総合条例制定に向けての知事の所見を伺います。

また、基本法第15条で、「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」としていることから、道においても、道民、特に教職員及び子どもに積極的に広報しなければならないと考えますが、知事並びに教育長の所見を伺います。

2020年度から私立高等学校の授業が実質無償化され、3年が経過しようとしています。

文科省の「子供の学習費調査」によると、授業料以外の学校費用は、公立高校で年間25万円、私立高校は年間49万円と、授業料がかからなかったとしても、私立高校の学費は、決して公立高校と同程度となっているわけではありません。

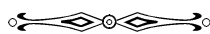
道として、独自に、年収約590万円以下の世帯に年間2万4000円、授業料以外の費用支援をしているが、不十分であります。

京都府では約25万円、大阪府が約20万円、埼玉県や千葉県に至っては全額補助であります、道としても独自支援を拡充すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩



午後1時41分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）山根議員の質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、これまでの道政運営についてであります。私は、4年前の知事就任以来、活力あふれる北海道の未来の実現に向け、これまで、日々、全力で道政を推進してきたところであります。

新型コロナウイルス感染症との闘いでは、道民の皆様への命と暮らしを守ることを最優先に力を尽くし、ほっかいどう応援団会議の取組では、道内外から多くの応援をいただいたほか、どさんこプラザの新規出店やアドベンチャートラベル・ワールドサミット2021の開催などにも取り組んでまいりました。

私の道政運営については、道民の皆様への御評価いただくものと考えておりますが、私としては、デジタル化、ゼロカーボン北海道の推進など、引き続き、コロナ禍はもとより、国際情勢などの変化に的確に対応し、北海道の未来を見据えた取組を進めていく必要があると考えています。

次に、道政運営に対する認識についてであります。政策の推進に当たっては、これまで、道内179全ての市町村を訪問し、現場の声を自ら伺い、その声を大切にしながら地域にとって必要な施策に取り組むとともに、そうした政策の考え方や内容について、記者会見やSNSなど様々な機会を活用し、道民の皆様へ丁寧にお伝えするよう努めてきたところであります。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰など、本道を取り巻く環境が急激に変化する中、道が行う政策について、道民の皆様が分かりやすく実感を得られるよう、引き続き、丁寧な情報発信が重要と認識をしております。

次に、道政運営に臨む姿勢についてであります。我が国、そして世界が、エネルギー問題や地球温暖化、食料安全保障といった大きな課題に向き合う中、私としては、今がまさに北海道のポテンシャルを最大限発揮すべき重要な局面にあると考えております。

エネルギー、デジタル、食の三つの分野を一体的に取り組み、相乗効果を生み出し、本道の価値をさらに押し上げていく必要があります。

これまでも、例えば、国に先駆けてゼロカーボン宣言を行い、より意欲的で挑戦的な目標の下、温室効果ガスの削減を進めるなど、道独自の取組を行ってまいりましたが、今後とも、北海道にとって何が最善かという視点を常に持ち、国に対しても主張すべきものは主張しながら、道民本位の立場で、地域の皆様とともに政策を進めてまいります。

次に、ほっかいどう応援団会議についてであります。私が夕張市長時代に、地域の様々な課題の解決に向けて、ふるさと納税など、民間の方々の力をお借りするには、道のサポートや北海道が一丸となったPRが必要と感じておりました。

このため、知事就任後、ほっかいどう応援団会議を立ち上げ、北海道全体への支援を呼びかけたところ、参加数は着実に増加し、市町村の御努力と応援してくださる皆様の思いがつながり、幅広い手法による支援をいただき、ふるさと納税については、個人版、企業版ともに3年連続で

全国1位となり、皆様に深く感謝をしているところであります。

また、応援団会議参加企業とのワーケーション協定の締結や、市町村への寄附の橋渡しを行うなど、様々な連携の事例につながっております。

さらに、その時々々の社会情勢に対応し、「エールを北の医療へ！」や市町村の赤潮被害対策のほか、赤れんが庁舎改修事業、脱炭素化や若者の人材育成に向けた取組など、共感が得られるようなプロジェクトについて、市町村とも連携しながら、応援団会議のネットワークを活用し、ポータルサイトやSNSなどにより効果的に発信するなど、より多くの皆様から支援をいただけるよう取り組み、官民連携の輪が着実に広がっているところであり、引き続き、持続的な関係を構築していくことが重要と認識しております。

次に、今後の道政運営についてであります。国際情勢の変化やエネルギーの価格高騰など、道民の皆様の暮らしに大きな影響が及んでおり、引き続き、こうした変化に的確に対応し、北海道の未来を見据えた取組を進めていく必要があります。

このため、これまで講じてきた緊急経済対策など、引き続き、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経済活動を守るとともに、子ども政策や女性支援、医療、福祉など、優しく温かい社会をつくるほか、命を守り、暮らしや産業を支える基盤の強化や、農林水産業の持続的発展に取り組みます。

北海道の未来に向けては、ゼロカーボン北海道やデジタル産業の集積などを進めるとともに、食や観光などの価値を高めるほか、深刻な人材不足への対応にも取り組んでまいります。

私は、こうした基本的な考えの下、職員と一丸となり、北海道が直面している様々な困難に立ち向かい、道民の皆様の命と健康、暮らしを守り抜くとともに、北海道の未来をつくっていくため、その先陣を切っていく役割を担いながら、道民の皆様とともに、ひたむきに北海道を前へ進めてまいる決意であります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関し、今後の対応についてであります。国の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針では、医療費の自己負担は、急激な負担増が生じないよう、一定の公費支援を期限を区切って継続することや、インフルエンザなどと同様、幅広い医療機関で受診できる体制に向けて段階的な移行を目指すこと、また、必要なワクチン接種は、引き続き自己負担なく受けられるようにすること、さらには、特措法に基づき設置している政府や道の対策本部の廃止などの方向性が示されたところであります。

こうした変更の際し、道では、市町村や関係団体、有識者の方々などから御意見を伺った上で、国民に過度な負担を強いることなく、納得の得られる医療費の制度設計や感染拡大期における医療の確保、ワクチン接種計画の提示と国費による支援、対策本部廃止後の国、道、市町村との情報共有等の仕組みなどの課題を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、国から国民の皆様への十分な説明と周知、国費による財政的支援の継続、具体の検討内容の早期提示、さらには、市町村や関係団体とも協議することなどを全国知事会と連携して国に求めており、引き続き、新たな変異株の出現等も想定してモニタリングしつつ、感染拡大防止に取り組んでまいりま

す。

また、5類への位置づけ変更に当たっては、道民の皆様、とりわけ、高齢者等の重症化リスクの高い方の命と健康を守りながら、医療機関をはじめ、地域に混乱を招かないことが何より重要との考えの下、国において、必要な対応策を講じつつ、国民の皆様の理解を深めるために丁寧な説明を行うよう働きかけるほか、今後、国から示される具体的な方針を道民の皆様などへ速やかに情報提供し、理解促進を図りながら、道としても、国の対応方向を見極めつつ、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るとともに、様々な社会経済活動における変化にも的確に対応できるよう、現在の対策本部に代わる機能の検討を進めるなど、円滑な移行に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、第三者認証制度についてであります。道では、国の基本的対処方針に基づき、制度を運用しておりますが、本年1月27日に決定された国の対応方針において、今後、特段の事情が生じない限り、5月8日から、新型コロナウイルス感染症を5類に位置づけるとともに、基本的対処方針を廃止するとされたところであり、その場合には、同方針に基づく道の認証制度についても廃止することとなります。

このため、道では、全国知事会とも連携し、今後の飲食店における感染防止対策の在り方について、国として明確な方針を早期に示すよう求めているところであり、引き続き、認証制度の取扱い等に係る国の動きを注視するとともに、事業者の皆様適切に情報提供しながら、必要な対応を進めてまいります。

次に、これまでの対応についてであります。本道では、3年前、全国に先行して感染が拡大し、その後も感染力の強い変異株が出現するたび、全国と同様に感染の波を繰り返してきた中、医療関係者をはじめ、道民の皆様の多大なる御理解と御協力の下、感染拡大防止等に全力を尽くしてきております。

この間、道では、新型コロナウイルス感染症対策本部の下、国の基本的対処方針に基づき、本庁指揮室や保健所、衛生研究所の体制を強化しながら、幅広い行政検査や積極的疫学調査の的確な実施などを通じた感染者の早期探知等のもとより、必要な病床や診療・検査医療機関の確保に努めてまいりました。

また、宿泊療養施設や自宅療養体制の整備、道の接種センターをはじめとするワクチン接種の促進のほか、高齢者施設への広域支援チームの派遣や、全数届出の見直しに伴う新たな療養支援体制の構築といった保健・医療提供体制の確保に加え、特措法に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、第三者認証制度のほか、レベル分類の運用、BA.5対策強化宣言など、本道の広域性や地域事情にも鑑みた様々な対策に取り組んできたところであります。

道では、こうした一連の取組について振り返りを行い、節目節目で有識者や専門家の方々に御意見を伺うなどしつつ、その後の対策に生かしてきており、この感染症を取り巻く情勢変化にも的確に対応していくため、対策本部に代わる機能の検討を進め、有識者の方々の御意見も伺いながら、まずは、当面の課題である5類への円滑な移行に向け、しっかりと必要な準備に取り組ん

でまいります。

こうした中、国においては、新型コロナウイルス感染症への対応に関する、あらかじめ医療機関との協力を担保する措置や、科学的知見に基づく特措法の運用とともに、飲食店など事業者の方々の社会経済活動を制約する場合もその影響を最小にすることなどの課題が示されており、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症の発生やその蔓延などに備えるため、昨年末に感染症法を改正したところであります。

道としても、国の動向や道のこれまでの対応を踏まえ、今後示される改正感染症法の政省令等の下、医療機関との間での病床や発熱外来の確保に関する協定の締結など、具体的な取組を進めていくほか、保健所の体制整備や人材の養成などを盛り込んだ次の感染症予防計画の策定等にも取り組むこととしております。

道民の皆様のため、これまでの有識者の方々の御意見も十分踏まえつつ、保健所設置市や医師会の関係団体などで構成する協議の場も活用し、より一層、地域との連携を深めるとともに、事業者における感染対策や道民の皆様への行動制限など、様々な社会経済活動に与える影響も十分考慮しながら、全道一丸となった感染症危機管理対策に万全を期してまいります。

次に、これまでの財政運営についてであります。私は、知事就任以来、新型コロナウイルス感染症の発生や昨今の物価高騰など、本道を取り巻く状況が大きく変動する中で、これらをはじめとした道政課題への対処に力を尽くしながら、財政の健全化にも努めてまいりました。

この間、コロナ禍等の影響により拡大した収支不足に対しては、歳出の削減、効率化などにより対処しつつ、財政調整基金の積立てにも取り組んでまいりました。

また、高い水準で推移する実質公債費比率に対しては、当初予算における減債基金の計画的な積み戻しに着手をしたほか、年間の財政運営を通じたさらなる積み戻しも行ってきたところであります。

しかしながら、道財政は、依然、収支不足が生じているところであり、今後もこうした厳しい状況が続くと想定をされることから、私としては、財政の健全化に向けて粘り強く取り組んでいく必要があるものと考えています。

次に、スマート道庁の推進についてであります。道では、令和元年度からICTの活用による業務改革などを進めてきたところであり、今年度は、全職員への公用スマホの配付により、多様で柔軟な働き方を実現するテレワーク環境が本格的に稼働し、昨年12月にはチャット機能を追加するなど、利便性の向上を図ってきたところであります。

こうした環境を最大限活用するため、「道庁テレワークデイズ」の集中実施期間を今年度3回設定するとともに、公用スマホの取扱い要領を定め、管理職員には自宅に持ち帰ることを義務づけるなど、職員の意識改革や実践事例の横展開に努めてきたところであり、災害対応時の情報共有のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における業務継続の観点からも一定の効果があつたものと認識をしております。

道としては、今後とも、職員アンケートなどを通じて、働きやすさや業務効率化の状況などのニーズを把握、分析しながら、職員の意識と行動の変化を一層促進することにより、業務改革と働き方改革の好循環を生み出し、道民サービスの向上につながるよう、着実に取組を進めてまいります。

次に、道総研職員によるソフトウェアの不正利用についてであります。道総研は、地方独立行政法人法に基づき、運営の効率性、透明性の確保を目的に、理事長の責任の下で自立的に運営されており、このたびの事案発生を受け、全職員を対象にソフトウェアの調査を実施したほか、今後、定期的な研修の実施により、職員の意識改革を図るとともに、ソフトウェアの一元管理等の情報セキュリティ対策を強化、徹底するなど、再発防止や、組織としてよりよい研究環境づくりに取り組むこととしております。

道としては、今回の不正事案について、決してあってはならないものと重く受け止め、設置者として責任ある対応を行う必要があると考えており、必要な助言や人的な支援を行いながら、道民の皆様信頼いただける試験研究機関として、その役割を十分に果たしていけるよう、道総研とともにしっかりと取り組んでまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。現在、国では、6月の骨太方針に将来的な予算増に向けた大枠を提示するとしておりますが、道としては、保育・子育て支援サービスの充実や経済的支援の強化など、基本的な施策の推進に当たっては、子育て家庭を取り巻く環境や社会情勢の変化など、時代のニーズに対応しながら適正なサービスの質と量が確保されるべきであり、各自治体の財政状況などによって地域で格差が生じることは望ましいことではないと考えております。

道では、これまで、市町村と連携しながら、子育て世帯の経済的な負担の軽減に資するよう、多子世帯の保育料の無償化や医療費助成等の支援のほか、産科医療機関のない地域の妊産婦の方々に対し、出産時の交通費を助成するなど、道独自の取組も進めてきたところであります。

引き続き、こうした取組をはじめ、各市町村が地域の特色を生かした子ども政策の一層の充実を図っていくためにも、国が十分に財源を確保し、地方負担を新たに生じさせないよう、全国知事会や市長会、町村会と連携しながら、国に強く要請してまいります。

次に、危機管理に対する認識についてであります。私は、道政の推進に当たっては、道民の皆様生命と財産を守ることが何より重要と考えており、日頃より、出張等で不在の際には、電話やウェブ会議などを通じ、情報共有や必要な指示といった対応を取ることができる体制を整えております。

こうした中、先月下旬の出張においても、現地の気象状況を踏まえながら、関係機関との連絡体制を確保した上で地域訪問などを行ったものであり、オホーツク地域では、官民協働による特色あるワーケーションの受入れの取組や農業を核とした地域創生の取組など、創意工夫を凝らした取組についてお話を伺い、東京においても、ゼロカーボン北海道の取組や再生可能エネルギーの活用などについて、国会議員との意見交換を行ったところであります。

私としては、地域における様々な課題や取組について直接お話を伺い、道の施策に反映していくことは大変重要であると考えており、引き続き、道民の皆様の安全、安心の確保を最優先としながら、必要な政策を進めてまいります。

次に、本道の地域創生についてであります。人口減少が続く中、本道の地域創生を図っていくためには、誰もが心豊かに幸せに暮らし続けることのできる環境づくりに全道が一丸となって取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、住み続けたいという思いを育む愛着の醸成や、安心して産み育てることのできる環境の整備、地域の資源を生かした産業の振興や、移住、定住の促進など、各般の施策に市町村と緊密に連携を図りながら取り組んでまいりました。

今後は、こうした取組に加え、広大で冷涼な気候や全国随一の賦存量を誇る再生可能エネルギーなど、本道の価値や優位性を最大限生かしつつ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すというデジタル田園都市国家構想に係る施策も効果的に活用しながら、市町村と一体となって北海道創生に取り組んでまいります。

次に、J R北海道に対する今後の対応についてであります。J R北海道の経営自立を図っていくためには、国鉄改革の趣旨や、これまで国が累次にわたり支援してきた経緯を踏まえ、引き続き、国が中心的役割を担っていくことが不可欠である一方で、地域としても可能な限りの協力支援が必要との認識の下、黄線区沿線自治体や道においては、鉄道活性化協議会を通じた鉄道の利用促進策の展開など、様々な取組を行ってきております。

道としては、令和5年度に行われる総括的検証に向け、着実に成果を積み上げていくことが必要と考えており、鉄道の利用拡大を図るために線区ごとに取り組む実証事業への支援を行うほか、インバウンドの回復をはじめとする人流の拡大や、全国各地の農産物を安定的に供給するといった本道の鉄道の役割や価値などについての評価分析を行うなど、地域の関係者の方々との連携を一層密に図りながら、路線の維持・活性化に向け、鉄道の利用拡大に取り組んでまいります。

次に、医療・福祉課題に関し、まず、障がい者の方々の子育て支援についてであります。障害者総合支援法では、サービス事業所の責務として、障がいのある方の意思決定の支援に配慮することが定められており、道としては、障がいがあることを理由に子どもを産み育てられないものとしてサービスの提供や支援を行うことはあってはならないと認識しています。

このため、先日、道内のサービス事業所に対し、本人の希望を丁寧に伺い、自己決定を尊重した支援方針を十分検討し、関係機関との連携の下、希望の実現に向けた支援を進めるよう改めて周知したところであります。

今後は、現在、グループホームに対し行っている実態調査を通じ、事業所の方々や利用者の皆様方の現状や思い、考えなどをしっかり把握の上、課題やニーズを国と共有し、必要な制度や財政措置を要望するとともに、地域ごとの課題について、事業所や市町村などの関係者間で協議を進めるなどして、結婚、出産、子育てを含め、障がいのある方々の希望が最大限に尊重され、安

心して地域生活を送ることができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、今後の子育て政策についてであります。本道でも、様々な要因により、幼い子どもが命を落とす事案が発生していることは大変痛ましいことであり、将来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されずに、心豊かに成長していくためにも、妊娠や子育てに悩みを抱える方に寄り添った政策の充実を図ることが重要であると認識しております。

道では、これまで、子育て世代包括支援センターの整備促進や低所得世帯への臨時特別給付金の支給、育児に困難が予想される特定妊婦の把握などに取り組んできたほか、民間機関と連携した妊産婦の方々のための相談窓口を新規に開設するなど、様々な事情や困難を抱える方への支援を強化しているところであります。

今後は、こうした取組に加え、市町村や関係機関と連携し、どのような環境に置かれた家庭に対しても妊娠期から子育て期までの一貫した伴走型の相談支援や経済的支援を新たに実施するなど、妊婦の方々や子育て家庭の孤立感や不安感を少しでも軽減し、安心して出産、子育てができる環境整備を進めてまいります。

次に、無料低額宿泊所についてであります。この施設は、社会福祉法に基づき、生活に困窮する方に対し、無料または低額な料金で居室を提供し、自立に向けた支援を行う役割を担っており、入居者が安心して生活できるよう、良質な環境確保が重要と認識しています。

このため、道では、国の省令に基づき、令和元年に設備、人員や運営に関する基準を条例で定め、届出施設に対する基準遵守の指導を行っているほか、未届け施設に対しては、電話や訪問により、施設の役割を十分認識していただけるよう丁寧に説明を行った上で、入居者の状況に応じた支援を行うことや設置届の提出について積極的に働きかけを行っております。

こうした中、現在、国において、都市部での未届け施設が多い状況を踏まえ、未届けに対する罰則や運営の在り方について議論がなされていると承知をしており、道としては、国の動きを十分に注視するとともに、今後とも、市町村や福祉事務所などとの連携の下、施設からの届出や入居者の自立に向けた適切な運営の確保に取り組んでまいります。

次に、経済回復に向けた今後の対応についてであります。感染症の影響の長期化に加え、エネルギーや原材料等の価格高騰など、本道経済の先行きが見通せない中、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の方々の事業継続に向けた支援のほか、デジタル化や脱炭素といった社会経済の変化などに的確に対応し、本道の強みを生かしながら、生産性の向上や販路拡大に結びつけていくことが重要と認識しています。

このため、道としては、今後とも、資金供給の円滑化や経営相談など、足元対策はもとより、地域経済を支える人材の育成確保に取り組むつつ、食や観光など、北海道ブランドの磨き上げや、新事業展開といった中小・小規模事業者の方々の競争力強化への支援、さらには、豊富な再生可能エネルギーを活用したデータセンターや半導体産業の誘致など、本道の特質を生かした産業振興に資する施策を展開し、本道経済のより一層の発展につなげてまいります。

次に、物流対策についてであります。本道の物流の中核を担う貨物運送事業者においては、

人口減少に加え、高齢化の進行に伴うトラックドライバー不足や燃油価格高騰のほか、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応などの課題に直面していると認識をしております。

このような中、道では、これまで、人材の確保育成に向けて、国やトラック協会などの関係者の方々と連携して、大型免許取得に対する助成を行っているほか、燃油等の価格上昇分が適正に運賃に反映されるよう、荷主への働きかけや、道も参画している協議会において、取引環境と長時間労働の改善に向けた実証実験を行うとともに、ガイドラインの普及などに取り組んできたところであります。

道としては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、貨物運送事業者からの経営相談や、共同輸送、中継ぎ輸送といった輸送の効率化のほか、海上輸送や鉄道輸送へのモーダルシフトの推進など、関係者の方々と一体となり、安定的な物流の確保に向け取り組んでまいります。

次に、北電の電気料金の値上げについてであります。電力は、暮らしと経済の基盤であり、様々な物価の高騰が続く中、電気料金の値上げは、道民の皆様の生活はもとより、中小企業の経営など、広く道内経済への影響が懸念されると考えております。

このため、先月、私が北電の社長と面談し、直接、こうした懸念を伝え、経営の合理化、効率化について、あらゆる分野で最大限の努力を行うよう求めたところであり、今後も様々な機会を通じて北電に申し入れてまいります。

道としては、引き続き、国に対し、影響緩和策を要望するとともに、エネルギー価格高騰に直面する事業者の方々に対する支援金の利用促進に取り組むほか、本定例会に補正予算として提案した子育て世帯に対して8000円相当の商品券を配付する事業の速やかな実施を図る考えであり、道民生活や道内経済への影響の把握に努めながら、適切に対応してまいります。

次に、雪害への対応についてであります。道では、昨年末、オホーツク地方で発生した大規模停電に際し、北海道ブラックアウトや昨年2月の札幌圏の大雪の教訓等を踏まえ、災害救助法の適用や、避難所に対するストーブ等の貸与に係る災害派遣要請を迅速に行ったほか、電力設備の点検、復旧に支援するため、北電の要請に応じ、道道の通行止め区間の緊急除雪を行うなど、国や関係市町、防災関係機関と連携を図り、対応に当たったところあります。

また、3年ぶりに社会経済活動が活発化する中、局地的な大雪などによる不測の事態に備え、庁内各部局が所管する分野ごとに想定されるリスクと対策について改めて確認を行い、全庁を挙げて雪害対策に万全を期すよう、1月の庁議において私から指示をしたところあります。

道としては、引き続き、関係機関の皆様と顔の見える関係を構築し、厳冬期に雪害が発生した場合にも、地域全体で連携して対応することにより、被害やその影響を最小化できるよう、各機関が担う役割を共有しながら訓練を積み重ねるなどして、道民の皆様の安全、安心な冬の暮らしの確保と社会経済活動の維持が図られるよう取り組んでまいります。

次に、社会資本の整備などについてであります。人口減少、高齢化の急速な進行や自然災害の頻発・激甚化など、社会情勢が大きく変化する中、広域分散型の地域構造を有する本道におい

て、道民生活や社会活動の基盤となる社会資本や、その整備を担う建設産業の果たす役割は一層重要なものとなっております。

こうした中、道では、中長期的な観点から、新広域道路交通ビジョンと計画を策定し、圏域間の交流などを支え、災害時の代替性の確保からも重要な地域間を結ぶ道路網の早期形成に向け、国などと連携しながら取り組んでいるところであります。

また、近年、想定を超える豪雨災害や今後の気候変動の影響なども考慮し、あらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策を行う流域治水の取組などを進めているところであります。

さらには、これまで整備した施設が今後一斉に更新期を迎えることなどから、公共土木施設の維持管理基本方針や北海道インフラ長寿命化計画に基づき、施設の適切な維持管理や冬期の安全な道路交通の確保、計画的な老朽化対策などに取り組んでいるところであります。

道としては、引き続き、市町村や関係団体と連携し、国に働きかけるなどして必要な予算の確保に努め、広域的な道路ネットワークの強化、防災、減災、国土強靱化、インフラメンテナンスなどの取組を推進するとともに、長時間労働の是正や早期発注による施工時期の平準化など、建設産業の働き方改革に取り組み、道内経済の活性化や道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、まず、農業生産基盤の強化についてであります。コロナ禍による需要の低迷や生産資材の価格高騰などにより、本道農業の生産環境は厳しい状況にあることから、道では、庁内に設置した食料安全保障推進チームによる国との意見交換などを通じ、生産者の経営が持続するよう必要な対策を求めるとともに、資材価格の高騰対策や酪農経営に対する繁殖経費支援、道産チーズの需要開拓、てん菜の消費拡大対策など、道独自の支援策を講じてきたところであります。

国際情勢が変化する中、我が国最大の食料供給地域である本道の役割はますます重要となっており、道としては、今議会で提案したお米券や牛乳券の子育て家庭への支援事業により、需要拡大を図るとともに、農業農村整備の実施や担い手の育成確保、スマート農業の加速化など、生産と消費の両面から総合的に施策を展開し、農業経営の安定と、農業、農村の生産基盤の強化に努めてまいります。

次に、スマート農業の推進についてであります。本道の農業が今後とも持続的に発展していくためには、省力化や効率化が期待されるスマート農業を地域や個々の営農状況に応じて着実に導入していくことが重要であり、道では、国の実証事業に参画し、生産者の皆様と連携しながらスマート農業の導入効果の検証を行うとともに、企業と地域の関係者の方々をマッチングさせ、機械の仕様や性能に関する現場の声を届けるなど、より使いやすい機械の製造、開発などを促進してきたところであります。

また、市町村とも連携しながら国の事業を有効活用し、地域における通信環境の整備を推進してきたところであり、道としては、今後とも、全道の普及センターに設置した相談窓口において、地域や個々の営農状況に応じたスマート農業技術や、国の高性能機械導入事業の効果的な活

用を進めるなど、スマート農業の普及と定着に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、森林環境譲与税の活用についてであります。道内では、昨年度末までに総額約64億円の譲与税が市町村に譲与されましたが、森林整備や木材利用などへの活用は約5割の30億円程度となっており、令和6年度から税の徴収が始まることを踏まえると、さらなる活用が必要と認識をしております。

このため、道では、各振興局に設置した地域協議会において、市町村に対し、先進的な取組事例の情報を提供するほか、振興局の職員が森林整備などの事業の企画段階からきめ細かなサポートを行ってきたところであり、令和4年度分の譲与額約33億円については、9割を超える約30億円が活用される見込みであります。

道としては、今後とも、市町村に対し譲与税の活用を働きかけ、手入れの行き届かない森林の整備や公共施設の木造化などを促進するほか、森林整備事業による計画的な植林や間伐等を進め、豊かな森林を将来の世代に引き継いでまいります。

次に、林業・木材産業の振興についてであります。世界的な木材の需給動向が見通せない中、道内の工務店等においては、建築材の調達リスクを回避するため、道産材にシフトする動きが広がっており、今後、人工林の伐採と伐採後の植林が増加する見込みであります。

このため、道では、植林作業の省力化が可能で、生育がよいコンテナ苗の利用拡大に取り組んでおり、令和6年度には当初の生産目標の300万本を達成する見込みとなったため、今般新たに、500万本の目標を掲げることとし、民有林での需要喚起や生産施設の整備への支援を一層進めてまいります。

また、労働力不足に対応するため、スマート林業の推進により、伐採や植林作業の効率化を進めるほか、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、住宅分野における道産木材の利用拡大に努めるなど、道内の林業・木材産業の振興を図ってまいります。

次に、安全操業についてであります。平成10年に締結した日ロ漁業協定に基づき、例年、この水域で行われてきたスケトウダラやホッケなどの安全操業は、道東の地域経済に大きく貢献する重要な漁業であり、1月に予定していたスケトウダラやタコ漁業が出漁できないことによる影響は大きく、政府間協議に応じられないとするロシア側の対応は到底受け入れることはできないものと受け止めております。

道としては、これまでも様々な機会を通じて操業機会の確保を国に求めてきたところであり、引き続き、ロシアへの強力な働きかけを国に要請するとともに、現在行われているスケトウダラ漁業と同様の支援が継続され、今後とも、漁業者の皆様が安心して漁業を営むことができるよう、国や関係団体と緊密に連携し、情報収集や提供に努めるなど、適切に対応してまいります。

次に、福島第一原発の処理水の処分についてであります。道では、これまで、海洋放出が実施された場合の風評被害の防止対策など、道内の漁業団体の方々からの要請も踏まえ、国に対し、国民の皆様や諸外国への説明と理解促進、安全性の確保、風評被害の防止及び影響の抑制、風評被害が発生した場合の対策について要望を行ってきたところであり、国では、国内外での理

解醸成や、万が一の風評に伴う需要減少に対応するための基金造成などに取り組んでいると承知をしております。

道としては、海洋放出に当たっては、安全性の確保を大前提に、まずは風評を生じさせない取組の徹底が重要であり、そうした取組を講じてもおお、風評被害が発生した場合には、国の責任において被害の実態に応じた機動的な対策が講じられることが必要と考えており、引き続き、国に求めてまいります。

次に、性的マイノリティーに関する取組についてであります。道としては、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を受けることなく、誰もが個性と能力を發揮できる社会を実現することが重要と考えているところであり、現在、検討が進められているLGBT理解増進法案などについては、国において、こうした社会の実現に向け、しっかりと議論を進めていただきたいと考えております。

また、道では、性的マイノリティーへの理解を促進するため、職場向けのにじいろガイドブックの発行や活用の促進に加え、LGBT当事者の方を講師に迎え、市町村や事業者を対象とした理解促進セミナーを道内各地で開催するほか、今月には、性的マイノリティー分野も含めた人権配慮企業登録・紹介制度を開始したところであり、当事者の方を講師として紹介するなど、引き続き、より多くの方々にこうした取組への参加をいただき、性的マイノリティーの方々への適切な配慮の輪が広がるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、パートナーシップ制度についてであります。この制度は、住民登録などの事務を担う市町村において、制度に対する地域住民の方々への理解や必要性など、その実情に応じて議論、検討が進められていくことが望ましいものと考えております。

また、道としては、この制度が検討される背景にある性の多様性についてより多くの方々に理解を深めていただくことが、現時点で道が優先して取り組むべき政策課題と考えていることから、導入の検討は進めておりませんが、引き続き、道内の市町村、他都府県の動向や性的マイノリティーの施策に関する考え方の把握に努め、庁内や市町村と共有し、施策の検討に活用するとともに、制度を導入した自治体の取組の周知や連携の促進など、市町村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援することにより、今後とも、広域自治体としての必要な役割を果たしていけるよう努めてまいります。

次に、ゼロカーボン北海道に関し、道民の皆様への取組の呼びかけについてであります。道では、道民の皆様や事業者の方々に脱炭素に取り組んでいただくゼロチャレを実施しており、ゼロカーボン北海道の意義や再エネポテンシャルなどの本道の優位性に加え、省エネや節電による光熱費の削減効果といった経済的なメリットの紹介にも努めております。

また、北海道の未来を担う若い世代の方々をはじめ、幅広い世代の皆様に関心を持っていただけるよう、先般、道内で活躍するボーイズユニット「NORD（ノール）」のメンバーなどが出演するユーチューブ動画の配信を開始したほか、全道各地域でのイベントや多様なメディアを活用した広報などを通じてゼロカーボン北海道の機運を高め、道民の皆様一人一人がそれぞれのラ

イフスタイルの転換につなげていただくことで脱炭素化の動きが全道に広がるよう、市町村や事業者、団体の方々とも連携しながら取り組んでまいります。

次に、教育課題に関し、まず、国連障害者権利委員会の勧告についてであります。この権利委員会では、全ての障がいのある方への合理的配慮の提供の確保などについて勧告されており、道としては、道民の皆様に障がいのある方々への合理的配慮に御理解いただき、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し合いながら共生する社会を目指すことが大変重要であると認識しております。

また、国においては、勧告の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を実現するため、引き続き、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の方に対する支援の状況と成果、課題について把握した上で、より効果的な施策の在り方について検討が進められているものと承知をしております。

道としては、障がいのある子どもたちや保護者の方々の意向を踏まえた、就学前や学齢期などを通じて一貫した指導や支援が行われることが重要と考えており、今後とも、国の検討状況を注視しつつ、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、地域の実情にも留意しながら、教育委員会や学校等と連携し、教育支援の充実に取り組んでまいります。

次に、子どもの権利に関する取組についてであります。これまで、道では、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、少子化対策推進条例を制定し、子どもの権利及び利益を尊重していくことを掲げるとともに、人権施策推進基本方針などとの整合性にも留意しながら、意見表明機会の確保や審議会への中高生の参画、各種施策に関する大学生との意見交換の実施など、各般の取組を進めてきたところであります。

現在、国では、関連政策への子どもの意見反映の在り方について検討を進めているところであり、道としては、引き続き、子どもの人権啓発に関する研修会やフォーラムなどの場を通じて、子どもの権利に関する理解促進に努めるとともに、国の動向を注視し、国内の先進事例なども参考にしながら、ユースプランナーやヤングケアラー等の方々が意見を出しやすい仕組みづくりや、普及啓発を含めた今後の対応策について検討を進め、道条例で目指す、全ての子どもの権利が尊重され、最善の利益が確保されるよう取り組んでまいります。

最後に、私立高校生への修学支援についてであります。本道の私立高校は、公教育の一翼を担いながら、建学の精神や独自の教育理念に基づく特色ある教育を展開し、子どもたちに多様な教育機会を提供するなど、本道の未来を担う個性豊かで多様な人材の育成に重要な役割を果たしていると認識しています。

このため、道では、国の就学支援金や奨学給付金と道の授業料軽減補助金による施設整備費等の納付金を含めた授業料や、授業料以外の教育費への支援に取り組んでおり、令和3年度からは、道内の私立高校の平均授業料の状況を踏まえ、年収590万円未満程度の世帯に対する道の補助額を月額500円から2000円に引き上げ、実質無償化とするなど、制度の充実に図り、保護者の

方々の負担軽減に努めているところであります。

私としては、私立高校に通う生徒の皆さんが、家庭の経済的理由により、修学の機会が失われることのないよう、国に対し、就学支援金制度のさらなる充実を要望するとともに、他の都府県の状況も参考にしながら、限られた財源を効果的かつ効率的に活用し、引き続き、修学支援の充実に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）並行在来線に関し、函館線の函館一長万部間についてでございますが、道では、これまで、国や物流事業者、荷主などの関係者と、本道における安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた方策や、北海道と本州間の鉄道貨物輸送の必要性などについて議論を重ねてきたところであり、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループで取りまとめた検討報告書におきまして、鉄道貨物輸送の維持や機能強化の必要性を示すとともに、モーダルシフトのさらなる推進などの必要な方策を掲げてきているところでございます。

北海道と本州を結ぶ貨物輸送につきましては、本道のみならず、全国を結ぶ鉄道貨物ネットワークを構成する上で不可欠であるとの認識の下、現在、北海道と本州間の鉄道貨物輸送の維持に向けまして、国、道、JR貨物、JR北海道の実務者レベルで必要な条件や課題の整理などを行っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、同線区における地域交通の在り方や鉄道貨物輸送の維持確保に関する課題の一つ一つに対して、しっかりと協議検討を行っていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）多様な方々の労働参加についてであります。人口減少、少子・高齢化が進む中、地域経済の担い手の確保に向けましては、働く意欲のある方々を増やし、労働力人口の維持拡大を図っていくことが必要でございますことから、北海道雇用・人材対策基本計画におきましては、多様な方々の労働参加や安心して働ける環境づくりを掲げているところでございます。

企業には、従業員の採用において、採用の方針や基準、求人条件などの諸要件が採用の自由として認められておりますが、道といたしましては、応募者が適性や能力に基づいて公正に選考されることが何より重要であると考えておりまして、これまで、ホームページなどを通じ、公正な採用選考や法令遵守などにつきまして普及啓発を図ってきたところでございます。

現行計画の期間は令和5年度までとなっております。北海道人権施策推進基本方針の趣旨も含め、議会での御議論はもとより、労働者や使用者、学識経験者で構成されます労働審議会での

御審議、道民の皆様の御意見などを踏まえまして、次年度中に次期計画を策定してまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）山根議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、これまでの対応などについてであります。学校においては、これまで、感染が拡大する中、児童生徒の学びを保障するため、校長のリーダーシップの下、学校医などと連携しつつ、養護教諭をはじめ、教職員が一丸となって、感染症対策とICTの活用をはじめとする教育活動の両立に尽力しているところであります。

道教委では、国の衛生管理マニュアルに基づき、学校における感染症対策を徹底するとともに、集団感染の事例等を踏まえ、道の保健福祉部と連携し、感染制御や換気の専門家の御協力を得ながら、感染症対策の改善に取り組んでまいりました。

こうした取組について、道の有識者会議において御意見をお伺いするとともに、道医師会や道薬剤師会、校長会やPTA団体等で構成する北海道学校保健審議会をはじめ、大学、保健所などの専門家等の御意見をお伺いし、マスクの着脱や換気など、コロナ禍における教育活動の在り方をその都度検証し、各学校へのフィードバックと指導助言を行ってきたところであり、まずは、当面の課題である5類への円滑な移行に向けて、様々な状況に的確に対応しながら、国から今後示される知見も効果的に生かし、子どもたちの健やかな学びの保障に引き続き取り組んでまいります。

次に、教育課題に関しまして、まず、国連障害者権利委員会の勧告についてであります。勧告では、個々の教育上の要請を満たす合理的配慮の保障や、インクルーシブ教育に関する研修の確実な実施などが示されたところであり、道教委といたしましては、国の動向を踏まえながら、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に 대응することができる指導を提供することや、全ての教職員の専門性の一層の向上を図ることが重要と考えております。

また、障がいのある子どもたちの就学につきましては、市町村教育委員会が、教育支援委員会の検討結果を踏まえて、本人、保護者、学校と合意形成を図ることにより、教育的ニーズに最も的確に 대응する指導を提供できる就学先を決定する必要があると認識いたしておりまして、道教委といたしましては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り、共に学ぶことができるよう、市町村教育委員会の職員に対して、特別支援教育への理解促進を図るなど、引き続き、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいります。

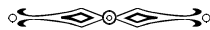
最後に、こども基本法などの周知についてであります。道教委では、全ての初任段階の教員が活用する学校教育の手引に児童の権利に関する条約の内容を掲載し、指導に役立てるよう促すとともに、社会科や道徳科において、本条約の採択の背景や内容などについて理解を深めるよう指導するなど、子どもたちが、その趣旨を踏まえ、実践できる資質、能力を培うようにしております。

今後は、こうした取組に加えまして、こども基本法や児童の権利に関する条約への理解を促進するため、子どもたちが参画し意見表明する場を設けたフォーラムを開催するほか、教職員をはじめ、人権擁護委員や社会教育関係団体等を対象に、人権教育を推進する指導者を育成することを目的に実施いたします人権指導者研修会の内容を充実させ、実施回数を増やすなど、社会に対して、より一層、本基本法等の趣旨や内容について周知が図られるよう、知事部局と連携をして取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後2時41分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

山根理広君。

○22番山根理広君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁をいただきましたが、知事並びに教育長に再質問をいたします。

再質問に先立って指摘しますが、まず、知事の答弁は、取り組んできた、努めてきたと、取り組んだ事実のみを述べ、その結果についての説明が圧倒的に足りません。意図的なのでしょうが、そうした答弁手法は、道民の目を曇らせ、本道のためになりませんし、議会議論として不誠実であると言わざるを得ません。

冒頭先議での政策決定に至るプロセスに関する質疑でも、あくまでも過程は適正だったと強調し、最後まで反省の弁は語られませんでした。反省のない人間は何度も同じ失敗を繰り返すという言葉もありますが、知事は、北海道の置かれた厳しい情勢や取組の失敗から道民の目をそらすことばかりに腐心せず、疑問にしっかり答えることを意識して議論に挑むべきであると指摘します。

その上で、道政運営について伺いますが、全国を上回るスピードでの人口減少の加速化や、コロナ禍による経済や医療の疲弊、さらに、物価や資材等の高騰が道民や事業者に追い打ちをかけている極めて深刻な事態となっている本道について、知事の手腕は果たして発揮されたのか、再度、自己評価を伺います。

先ほど、道民に評価をいただくなどの表現がありましたが、はぐらかさずに答えていただきたい。

次に、道民に寄り添った独自政策と方向性をたどりましたが、これも具体的な答弁はありませんでした。

知事は、先月28日の再選出馬会見で、エネルギー、デジタル、食の三つが北海道の価値を押し上げる象徴的なキーワードと述べました。どれも本道の未来を見据えた中で、知事が意欲的に取

り組むとしたテーマですが、具体的な政策はいまだ語られていません。

これらのキーワードが身近な道民生活の向上にどう結びつくのかが全く見えず、難解であり、物価高騰等にまさに直面している生活者や事業者が道政に求めているものと距離があるのではありませんか。

また、我が会派で再三指摘してきたように、知事の目玉政策は、国の財源事業の焼き増しばかりで、今は、道の独創的な政策は鳴りを潜めています。

国の後追いばかりでは道内各地の産業や暮らしがますます疲弊するのは明らかであって、知事は、誠実にこれまでの政策を総括した上で、真に道民が必要とする政策が何なのか、道民や地域の求めとの間にずれは生じていないのか、丁寧に様々な声を拾い直すことからやり直すべきであることを強く指摘いたします。

先ほど、知事に、新型コロナウイルス感染症に係るこの間の道の対応の総括の必要性について認識を伺いました。知事から、この間の取組に対する総括についての答弁はありませんでした。知事は、なぜ総括を必要としないのか。

この3年で、道内の新型コロナウイルスの感染の波は8波を数え、感染者総数は132万人、死者は4500人を超えました。

コロナ対策として、道民は、外出自粛やマスクの着用を求められ、飲食店では、休業や時短営業、感染対策の徹底を求められました。学校では、分散登校、給食時の黙食、部活動大会の中止等、多くの制限を余儀なくされました。

感染の位置づけが変わる今、これまでの取組の総括を行い、次の感染症に備えるべきであります。総括の実施について、再度、知事及び教育長の考えをお伺いいたします。

次に、道総研職員のコンプライアンスについてですが、このたびの不正は、前回の反省が全く生かされていなかったことの証左にほかなりません。

この2回で都合2億2300万円もの賠償金を支払っているにもかかわらず、まるで定番フレーズのように、再発の防止の言葉だけが繰り返されていることに憤りさえ覚えます。設置者であるにもかかわらず、全く反省の色も見えず、強い意思も伝わってきません。

損害賠償金は、現在、物価高騰等で生活に苦しんでいる道民の血税であることをしっかり認識し、設置者としての責任を強く感じなくてはならないことを強く指摘いたします。

次に、道政運営に関する危機意識についてですが、全道的に、大雪や大寒波、大雨など、災害発生が懸念される天候になることを知りつつ、オホーツクや東京等の遠隔地の訪問出張を強行することは、本道の災害対策の指揮を預かる知事として、無責任な判断ではありませんか。受入れ側の市町村や団体等も災害に備えた行動に支障を来すおそれもあり、危機管理意識に欠けるものと考えます。

道民の安心、安全を確保する責務を軽視することなく、常に事案や天候状況等を注視し、迅速な安全対策に配慮するよう指摘いたします。

次に、地方創生の推進についてですが、人口減少に歯止めがかからず、公共交通をはじめ、学

校の統廃合など、様々な課題が積み残されている中、誰もが心豊かに幸せに暮らし続けることができる環境づくりに全道一丸となって取り組むことが重要との答弁は、空疎に聞こえてなりません。

地方における地方創生の現実、なおみちカフェを行っている知事として、あまりにも責任が足りないではありませんか。

今後の取組に、広大で冷涼な気候や再生可能エネルギーの価値を挙げていますが、それが一体どのように地方創生に結びついていくのか、全く裏づけのないシナリオに落胆する道民の顔が目には浮かびます。

若者がまちにいたくてもいられない、また、故郷に帰れない、そんな思いに寄り添い、やりたい仕事を選べる事業承継や離れたまちといつでもつながっていただける、そんな土台をつくるのが地方創生の原点であることを強く指摘いたします。

次に、鉄道機能の維持存続について、既に廃線が確定した長万部一小樽間の議論経過に鑑みると、廃線ありきの議論を積み上げ、今後の北海道の未来戦略を創造した議論がなされたのか、疑問であります。

今後の交通政策は、本道の経済を下支えする役割を担い、ITを駆使したMaaSによる内外観光客需要喚起策等、JR路線を中心として北海道を周遊するなど、様々な検討も進む中、この答弁ではあまりにも無責任と言わざるを得ません。

貨物輸送に関しても、4者で議論を進めるとのことですが、今後、本道経済の活性化には、オール北海道で、縦、横のつながりも重要であると考えますが、4者協議にこだわることなく、JR路線を必要とする業界や組織の意見反映も必要であると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

先ほど、障がい者グループホームにおける子育て支援について伺いましたが、知事からは、障がいがあることを理由に子どもを産み育てられないものとし、サービス提供や支援を行うことはあってはならないとの認識が示されました。

また、子育て環境の整備については、子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに成長できる政策の充実が重要との認識が示されました。であれば、障がい者グループホームにおける出産、子育てが行われていない現在の道内の状況を早急に改善する必要があります。

今後の実態調査結果を待つことなく、障がい者のグループホームにおける子育てに必要な制度や財政措置の議論を始めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、北電の電気料金の値上げについて、先ほどの答弁では、農漁業者や年金生活者などへの支援の考えは全く示されませんでした。我々の元には、電気料金の高騰により苦しい生活を余儀なくされている方々から厳しい声が届いています。

今般の電気料金の高騰に加え、6月以降のさらなる料金の値上げは、全道民、全事業者に大きな影響を与えることは必至であり、影響の把握に努めながら適切に対応するとの悠長な答弁は、あまりにも不誠実ではありませんか。

現在の状況を適切に認め、直ちに支援の手を差し伸べる温かい道政を行う考えはないのか、改めてお伺いいたします。

次に、農業政策についてですが、農業者の声を受けて、国では、水活交付金の交付条件を緩和するなど、若干の方針転換を図る動きもありますが、農業政策は、いまだに、貿易重視と物価高騰に押されて、離農増加や生産力減退の懸念が拭えません。

実際に、国内の減産や減反を求めている生乳や米についても、カレント・アクセス輸入枠の外国産乳製品や、ミニマム・アクセス米の輸入が続いています。

国や道の農業支援では不足として、例えば、飼料価格の高騰で打撃を受ける酪農家を支援するため、国の給付金に、経産牛1頭当たり、独自の上乗せ支援をする市町村も多いです。

これまでも、道は、国庫財源事業に依拠するばかりで、緊急的な独自支援策もほとんど見られず、知事から、本道の農業生産を守る強い意思が感じられません。

これまでの国や道の農業支援策で本道農業が十分守られていると考えているのか、再度、所見を伺うとともに、喫緊の農業経営の実態を踏まえ、知事が先頭に立って、離農抑止や経営支援など、緊急の独自支援策を講じる必要があると考えますが、併せて所見をお伺いいたします。

次に、福島第一原発の処理水処分についてですが、今や、赤潮や物価高騰など、道内の漁業団体のダメージは計り知れず、後継者不足にも不安がある中、処理水の海洋放出は道としてしっかりと反対してほしいのが生の声であります。

答弁でもあるように、国は、既に、万が一に備え、風評被害に対応するため、基金の造成に取り組んでいますが、可能性を危惧しての措置は明らかであります。風評被害の発生を危惧する以前に、漁業者の理解を得ることが最優先であります。

北海道のポテンシャルを大事に思っているのであれば、速やかに処理水放出の反対を求めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、人権施策についてですが、先ほどの環境生活部所管の性的マイノリティーの差別解消に関する質問への答弁の中で、知事から、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、個性と能力を発揮できる社会を実現できることが重要と答弁されましたが、経済部所管の雇用に関する答弁では、残念ながら、差別解消には言及されませんでした。

改めて、環境生活部所管の質問で答弁された内容を北海道雇用・人材対策基本計画に盛り込むべきではないでしょうか、知事の考えをお伺いいたします。

政府でLGBT理解増進法について議論が進められていますが、差別解消を盛り込むよう国に要望いただけないのか、知事の考えをお伺いいたします。

また、パートナーシップ制度について、広域自治体として必要な役割は、ずばり、知事の英断だと考えます。

改選を控え、有権者の重要な判断材料となることから、次の4年で導入する考えがあるのかなのか、ここは明確に、はいかいいえでお答えいただきたい。

最後に、教育課題についてですが、障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることに

よって障がい児がいかなる差別を受けることのない、暮らしやすい地域づくりを推進することを推進すべき知事、教育長として、今回の勧告で、通常の学級で学べない子どもがいることが問題視されていることに対する認識が述べられていません。再度、知事並びに教育長の認識を伺います。

また、今もなお、教育支援委員会において、あなたの子どもがいることで、周りに、子どもたちに迷惑をかけるので、支援学級に行くべきだ等、心ない言動により、普通学級での学びを諦めさせている実態をどのように改善しようとしているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

知事は、少子化対策推進条例や人権施策推進基本方針で子どもの権利や利益を尊重しているのので、総合条例は必要ないとしています。少子化対策推進条例は子どもの権利及び利益の尊重についての普及啓発や環境の整備にとどまり、北海道人権施策推進基本方針についても教職員等への啓発や研修の実施にとどまっていますが、知事はこのことを理解しているのでしょうか。

道には、子どもの権利条約や他自治体の条例のように、子どもの権利を明確にしている規程や計画がなく、4月1日からこども基本法が施行されるにもかかわらず、総合条例の制定はおろか、基本方針や計画さえ見直しが進んでいないことに対する知事の所見を再度お伺いいたします。

また、こども基本法がこの春から施行されるにもかかわらず、教育長の答弁は、今までの答弁の焼き直しでしかなく、全く当事者意識がありません。

全ての子どもは、年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、及び、多様な社会的活動に参画する機会が確保されるためには、子どもたちに子どもの権利を明確に伝えていかななくてはなりません。いつまでにどのように実施していくのか、教育長の所見をお伺いいたします。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）山根議員の再質問にお答えいたします。

最初に、これまでの道政運営についてであります。私は、これまで、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先とし、新型コロナウイルス感染症への対応では、医療提供体制の確保など、感染拡大防止などに力を尽くすとともに、今般の物価高騰といった状況を踏まえ、機動的に緊急経済対策に取り組んでまいりました。

加えて、子育て環境の整備など、暮らしやすい環境づくりを進めたほか、道産品の販路拡大、さらには、トップセールスによる企業誘致など、地域の課題解決に向け、必要な政策を推進してきたところでございます。

こうした私の道政運営については、道民の皆様に御評価いただくものと考えております。

次に、これまでの感染症対策についてであります。道では、これまで、節目節目において一連の取組について振り返りを行い、有識者の方々の御意見を踏まえた上で、その後の対策に生かしてきたところであります。

道としては、感染症法上の位置づけの変更に向けて、まずは円滑に移行していくことが何よりも重要と考えており、有識者の方々などの御意見を伺いながら、現在の対策本部に代わる機能を含め、道としての対応の方向性の検討をしっかりと進めてまいります。

その上で、国の動向や道のこれまでの対応等を踏まえ、保健所の体制整備や次の感染症予防計画の策定にも取り組むなど、様々な社会経済活動に与える影響も十分考慮しながら、感染症危機管理対策に万全を期してまいります。

次に、鉄道貨物輸送についてであります。道では、国や物流事業者、農業団体をはじめとする荷主などの関係者の方々と、本道における安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた方策や、北海道と本州間の鉄道貨物輸送の必要性などについて、これまでも議論を重ねてきたところであります。

道としては、引き続き、鉄道貨物輸送の維持確保に関する課題の一つ一つに対し、関係する皆様としっかりと協議検討を行っていくことが重要であると考えております。

次に、グループホームにおける支援についてであります。道としては、先日、各事業所に対し、本人の希望を丁寧に伺い、お一人お一人の意思決定を尊重した支援方針とすることや、関係機関との連携の下、希望の実現に向けた支援に努めることなどについて改めて周知するとともに、振興局が主体となって、地域ごとに事業所や市町村などの関係者間でこうした課題について協議を進めることとしたところであります。

あわせて、現在行っている実態調査を通じ、結婚や出産、子育てに対する事業所や利用者の皆様方の現状や課題、ニーズなどをしっかり伺い、国とも共有しながら、必要な制度や財政措置について要望を行ってまいります。

次に、電気料金の値上げについてであります。道としては、引き続き、道民生活や道内経済への影響の把握に努めるとともに、エネルギー価格高騰などに直面する道民の皆様や事業者の方々に対する道独自の支援など、各般の施策の活用促進を図りながら、国に対し、9月まで実施している家庭や事業者の方々への影響緩和策の拡充を要望するなど、適切に対応してまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、農業生産基盤の強化などについてであります。道では、本道農業の厳しい生産環境を踏まえ、国に必要な対策を求めるとともに、生産者の方々や関係団体の皆様から御要望のあった資材価格の高騰対策や農作物の消費拡大対策など、道独自の支援策を講じてきたところであります。

私としては、今後とも、こうした対策や農業農村整備の実施、担い手の育成確保など、生産と消費の両面から総合的に施策を展開し、離農の抑止や農業経営の安定に努めてまいります。

次に、福島第一原発の処理水についてであります。処理水の海洋放出に当たっては、漁業者の方々をはじめ、国民の皆様や諸外国への説明と理解促進が重要であり、その上で、道としては、安全性の確保を大前提に、風評を生じさせない取組を徹底してもなお、風評被害が発生した場合には、国の責任において機動的な対策が講じられることが必要と考えております。

次に、北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。現行の計画期間は令和5年度ま

でとなっており、新たな計画は、北海道人権施策推進基本方針の趣旨も含め、議会での御議論はもとより、労働審議会の御審議、道民の皆様の御意見などを踏まえ、次年度中に策定してまいります。

次に、性的マイノリティーへの取組についてであります。道としては、性的指向などによる偏見や差別を受けることなく、誰もが個性と能力を發揮できる社会の実現が重要と考えており、現在検討が進められている法案についても、こうした観点に立って、国においてしっかりと議論を進めていただきたいと考えています。

また、パートナーシップ制度については、住民に身近な事務を担う市町村において、地域の実情に応じて、議論、検討が進められていくことが望ましいものと考えており、道としては、現時点での優先課題である性の多様性への理解を促進するとともに、市町村における議論や取組が進むよう、導入自治体の取組の周知や連携を促すなど、広域自治体として必要な支援に努めてまいります。

次に、教育課題に関し、まず、委員会の勧告についてであります。私としては、障がいがあることによっていかなる差別を受けることがあってはならないと考えており、障がいのあるお子さんやその御家族の希望を丁寧に伺った上で、お一人お一人の状況に寄り添った支援や教育を受けることができるよう配慮することが重要と認識しています。

最後に、子どもの権利に関する取組についてであります。道では、条例に、子どもの権利及び利益を尊重していくことを掲げ、権利ノートを活用した意見表明機会の確保や、審議会への中高生の参画のほか、本年度から、ヤングケアラーや児童養護施設出身者の方々などからの意見聴取にも取り組んでいるところであります。

こども基本法では、全ての子どもに対する権利の擁護や教育機会の平等、養育環境の確保など、子ども施策を総合的に推進するとされており、現在、国では、子どもの意見反映の在り方や新たなこども大綱の策定に向けた検討を進めていることから、道としては、こうした議論も踏まえ、これまでの取組手法の点検や見直しを行いながら、子どもの権利や最善の利益が確保されるよう、取組の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 教育長。

○教育長倉本博史君（登壇）山根議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、これまでの対応などについてですが、道教委では、国の衛生管理マニュアルに基づき、学校における感染症対策を徹底するとともに、集団感染の事例などを踏まえ、道の保健福祉部と連携をし、対策の改善に取り組んできたところであります。

こうした取組について、道の有識者会議をはじめ、道医師会や道薬剤師会などで構成をする北海道学校保健審議会において、大学、保健所等の専門家などの方々の御意見をお伺いし、コロナ禍における教育活動の在り方を検証し、各学校へのフィードバックと指導助言を行ってまいりま

した。

まずは、当面の課題である5類への円滑な移行に向け、様々な状況に的確に対応しながら、得られた知見を効果的に生かし、子どもたちの健やかな学びの保障に引き続き取り組んでまいります。

次に、教育課題に関しまして、まず、障がいのある児童生徒の就学についてであります。道教委といたしましては、これまでも、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り、共に学ぶことができるよう取り組んできているところであり、引き続き、勧告の趣旨を踏まえて、市町村教育委員会の職員に対して特別支援教育への理解促進を図るなど、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいります。

最後に、子どもの権利についてであります。児童の権利に関する条約に基づき、全ての子どもたちが、年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会を確保することは重要であり、道教委といたしましては、子どもたちにも人権が保障されることや意見を表明する権利などについて、学校における社会科や道徳科をはじめとする日常の学習活動を通して、本条約の採択の背景や内容等について理解を深め、子どもたちがその趣旨を踏まえ実践できるよう、指導の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 山根理広君。

○22番山根理広君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、知事並びに教育長に再々質問をいたします。

知事は、任期中の4年間における道政運営の評価について、繰り返し、道民に評価をいただくものとなりましたが、自分自身の仕事ぶりを評価しない、あるいは、できないリーダーではトップ失格であって、少子・高齢化、人口減少が加速度的に進行する激動の時代に突入する北海道を力強く前に進めることはできません。

北海道庁の最高経営責任者である知事の評価は、少なくとも、道庁内に評価する立場の人間がおらず、道民の厳しい評価の目があったとしても、それだけで本当によいとはなりません。

知事自身が一定の客観性を持って仕事ぶりを真摯に評価すべきであり、だからこそ、知事が自身の道政運営を評価できる仕組みが必須ですが、これまでの答弁を聞く限り、そのような仕組みもなく、結果、評価は道民に丸投げする答弁であり、極めて残念であります。

知事は、道政トップの自己評価や、自身の仕事の生産性を自己評価できる仕組みは必要ないと考えているのか、何うとともに、未来を語る前に、これまでの道政運営のうち、特に反省すべき点について正直に語るべきであります。その点について所見をお伺いいたします。

知事は、在任期間の多くを新型コロナウイルス感染症対策と並走した道政運営に費やしてきたと承知しますが、感染症対策において、新型ワクチンの取扱いや第三者認証制度の徹底、レベル分類の設定や、病床、療養施設の確保、調整など、地域で混乱を招いた実態もあり、対策に反省点や課題

もあるものと推察されます。

しかし、知事は、任期が残り僅かにもかかわらず、その課題の大半を国の責任に押しつけ、道として検証や総括を行う姿勢が全く見受けられません。

実際に、制度変更や課題が生じる都度、専門会議や委員会報告などを通じ、振り返りは個別に行っているものの、道全体の一連の新型コロナ対策が道民の安全を守ることに万全だったのか、知事の責任として、道の対策の全てを自ら俯瞰し、検証する必要があると考えます。

道民の命と暮らしを守る責務を背負う知事として、本道の新型コロナ対策の検証と総括をしっかり行い、危機管理対策や組織機能の見直しを進め、今後、新たな感染症が蔓延した場合などに備える必要があると考えますが、再度、知事の責任ある所見をお伺いいたします。

次に、鉄道機能の維持存続についてですが、知事からは、貨物輸送など、鉄道の役割や利用拡大の取組等について説明があるにとどまり、存続の意思を示すに至っていないのは誠に残念であります。

地域や関係者間による協議検討が必要との姿勢ですが、知事自らが、鉄道は必要だとの認識を明確に示し、国や関係者などに強く働きかけなければ、採算性のない鉄道が切り捨てられてしまう懸念が大きいです。地域の期待に応え、鉄道の維持存続を先頭に立って働きかけるよう強く指摘します。

次に、障がい者のグループホームにおける子育て支援についてですが、知事からは、実態調査を通じ、事業所や利用者のニーズを把握し、必要な要望を国に行っていくとのことでしたが、仮に国に要望を実施しても、例えば、予算措置を伴うような対応であれば、来年度中の速やかな実現は困難ではないかと考えます。

この問題は早急な対応が求められるものであることから、実態調査と並行して、道として最大限の対応を行うよう改めて指摘しておきます。

電気料金をはじめとするエネルギー価格高騰等により、道民の生活は限界に達していますが、知事は、節電プログラム参加促進事業の成果も上げられず、今後想定される料金の値上げに対しても、いまだ具体的な対策を明示できていません。

電気料金等の値上げについて、国へ対応を求めるだけでなく、生活者や事業者への支援など、道独自でも喫緊に対応すべき切実な社会的課題であることを認識するよう強く指摘いたします。

次に、農業生産基盤の強化についてですが、酪農業を中心に離農者が増えるなど、農家は、今、経営苦と将来不安にさいなまれています。知事の認識が甘いではありませんか。国内需要は輸入農産物に侵食され、コロナ禍や資材高騰などが重なり、農業経営は限界にあります。

本道農業を守ると口では言いつつ、実情に見合う支援や実効性ある施策が早急に講じられなければ、農業振興を掲げる知事の責任を果たしているとは到底言い難いです。

農業現場に寄り添い、食料基地・北海道の発展に向けてさらに尽力すべきであることを強く指摘いたします。

次に、福島第一原発の処理水処分について、答弁で、知事は、本件に関して、殊さら国の責任を強調していましたが、では、道は何もしないのですか。残念ながら、前向きな発言は聞けませんでした。これでは、漁業者の生活や財産と、消費者たる道民、国民の食に対する安全、安心は守れません。

基金の造成にも触れていましたが、基金を幾ら積んでも、一たび風評被害が起きれば、30年、40年後も漁業が続いているか、未来が見えません。

対岸の火事ではなく、明日は我が身と捉え、漁業者や道民の声を丁寧に拾い上げ、それらを踏まえ、国に対してははっきり発言すべきことはちゅうちょなく発言し、併せて、自らもしっかりと可能な対策を怠らないよう指摘しておきます。

次に、人権施策について、就職差別への対応やパートナーシップ制度の導入について知事の考えを伺いましたが、今回も明確なお答えをいただけませんでした。

くしくも、昨日、茨城県や千葉県など、全国の23県の知事が、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、あらゆる政策分野における取組をさらに進めるよう政府や国会に求める緊急共同声明を発表しましたが、その中に鈴木知事の名前はありませんでした。

このような姿勢を踏まえると、やはり、言葉では、個性と能力を発揮できる社会の実現が重要と言いつつも、本音は、パートナーシップの導入等を望んでいないということなのではありませんか。

今回の緊急共同声明に名前を連ねなかった理由と、パートナーシップ制度を導入する考えがあるのかないのか、再度、見解をお伺いいたします。

次に、インクルーシブ教育について、知事答弁では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り、同じ場で共に学ぶことを追求するとの答弁があり、一方で、教育長答弁では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り、共に学ぶことができるとありましたが、教育長の言う共に学ぶとは、知事が述べた同じ場で共に学ぶと同意であると判断しますが、それでよいのか、教育長にお伺いいたします。

知事は、子どもの意見反映や社会参画に対し、国の動向を見て取組を進めると、国の後追いで、じっくり進める考えのようですが、今まさに、この瞬間にも、学校の授業や部活動、習い事や保育園など、様々な場所で大人によるパワハラやセクハラに悩んでいる子どもたちに対して、声を上げてよいのだよ、助けてくれる大人がいるよとのメッセージを伝えるためにも、早急に総合条例を制定するよう強く指摘しまして、以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）山根議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、これまでの道政運営についてであります。道では、政策の推進に当たっては、毎年度、その時々々の社会情勢などを踏まえながら、政策評価により点検、検証を行い、政策の実効性の確保を図ってきたところであります。

私としては、北海道を取り巻く環境が急激に変化する中、引き続き、足元の暮らしや地域経済を守る対策に万全を期すとともに、子ども政策や女性支援、医療、福祉などの政策に取り組んでいく必要があると考えておりますが、こうした私の道政運営については、道民の皆様にご評価いただくものと考えています。

次に、これまでの感染症対策についてであります。道では、これまで、節目節目において一連の取組について振り返りを行い、その後の対策に生かしてきたところであります。

道としては、感染症法上の位置づけの変更に向け、道としての対応の方向性を検討するなど、円滑に移行の準備を進めてまいりる考えであります。

今後とも、国の動向やこれまでの道の取組などを踏まえて、適切に対応してまいります。

最後に、性的マイノリティーへの取組についてであります。

今回、性の多様性に関する共同声明は、子育て政策を中心に学び合う有志グループの知事により実施されたものと承知しております。

パートナーシップ制度については、住民に身近な事務を担う市町村において、地域の実情に応じて議論、検討が進められていくことが望ましいものと考えております。

道としては、引き続き、理解促進に取り組むとともに、道内の市町村等の動向などの把握に努め、共有し、市町村における議論や取組が進むよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 教育長。

○教育長倉本博史君（登壇）山根議員の再々質問にお答えをいたします。

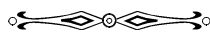
障がいのある児童生徒の就学についてであります。道教委といたしましては、これまでも、一人一人の子どもたちが必要な力を培いながら、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、様々な場や機会を通じて、共に学ぶことができるよう取り組んできているところであり、引き続き、勸告の趣旨を踏まえて、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 山根理広君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩



午後4時1分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

星克明君。

○11番星克明君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の星克明でございます。

それでは、通告に従いまして、知事及び教育長に、随時、質問をさせていただきたいと思いま

す。

まず、北海道農業の振興についてであります。

本日の午前中、我が会派の代表格質問での食料・農業・農村基本法の見直しの質問に対して、知事からは、生産者の様々な声に寄り添い、夢と希望を持って営農が続けられる施策の構築に向け、国に対して政策提案を積極的に働きかけるとの答弁をいただきました。

北海道の農業で日本人の胃袋を賄っていかなければならないと考えている多くの農業者の皆さんも、本当に心強く受け止めているものと思うところでございます。

それでは初めに、酪農経営の安定についてお伺いしたいと思います。

本道の酪農経営は、飼料価格の高騰や個体販売価格の下落に加え、需給ギャップの解消に向けて、来年度もさらなる生乳生産の抑制が行われるなど、過去に例を見ないほど厳しい経営環境が続いております。

昨日の報道でも、物価高騰により乳製品全般の消費が低迷しているとのことであります。

このような中、道では、配合飼料価格安定制度の生産者積立金への支援や種つけ料への支援といった短期的、中長期的な視点からも、酪農経営の安定と生産基盤の維持に向けて様々な対策を講じてきたと承知しております。

酪農家では、搾乳牛の早期淘汰などを行っていることもあり、前年に比べて生乳生産量が大きく減少しており、このままの推移でいきますと、生乳需給のギャップ解消にはつながるかもしれませんが、この一方で、将来を見据えた後継牛の確保といった観点からは大いに不安を感じるところであります。

牛の頭数を減らし過ぎることで生乳生産基盤を毀損しては、生乳需給のバランスが改善した後において、簡単に生乳生産量を増やすことはできないのであります。

先般、道が公表した酪農経営離脱状況調査によりますと、令和3年2月1日から翌4年1月までの1年間で本道の酪農家は146戸減少したとのことであります。

来年度においても生産費の3割から4割を占める飼料価格の高騰が想定され、また、生乳生産の抑制も引き続き行われる中、酪農家からは、今後も酪農経営を続けられるのか不安といった声が数多く聞かれるとのことであります。

道は、このような厳しい経営環境をどのように認識され、本道の基幹産業である酪農経営の安定に向けて今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、みどりの食料システムの実行について伺います。

国は、2021年に示したみどりの食料システム戦略において、持続可能な食料システムの構築に向け、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとしており、2050年までに化学農薬の使用量を50%、化学肥料の使用量を30%、それぞれ低減し、有機農業の取組面積を全耕地面積の25%に当たる100万ヘクタールまで拡大するとの目標を立てております。

この戦略の達成に向け、国は、昨年7月、みどりの食料システム法を施行するとともに、生

産者が行う環境負荷低減活動を支援する認定制度を創設したところであり、道においても、生産者の取組を支援するため、昨年、北海道基本計画を策定したと承知しておりますが、みどりの食料システム戦略の実現には、我が国最大の食料供給地域である本道がより積極的に取り組むことが必要であると考えます。

しかしながら、化学農薬や化学肥料を低減した場合、例えば、現在の品種のままで収量や作業工程を同様とすることができるのかなど、本当に大きな課題があるところでもあります。

2050年までの目標として掲げられている化学農薬や化学肥料の低減、有機農業の取組拡大など、農業分野における環境負荷低減に道はどのように取り組み、本道農業の生産力向上と持続性をどのように両立させていくのか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、「北海道みんなの日」について伺います。

7月17日は「道みんなの日」であります。平成29年の北海道議会第1回定例会において全会一致で可決した北海道みんなの日条例は、制定から本年度で丸6年を迎えます。

この間、北海道民、そして、道外、国外の皆様には北海道の魅力を再発見していただき、愛着や誇りを高めていただくことで、より豊かな北海道を築いていくというこの条例の趣旨を踏まえ、庁内はもとより、教育部局や市町村及び企業等とも連携し、全道各地で記念行事やキャンペーンなどに取り組んできたものと考えるところであります。

新年度においては、北海道を愛する道内外の皆様に「道みんなの日」をより一層身近なものとして広く認知していただく新たなステージに向けて、例えば、子どもや若者など、北海道の未来を担う世代の方から、「道みんなの日」にちなんだ地域の魅力や本道の未来に向けたアイデアやメッセージを募集し、知事が表彰をされるなど、道民参加型の取組を教育部局と連携して進めることで、より一層の普及を図ることができるのではないかと考えるところではありますが、新年度における「道みんなの日」の取組方向について、知事及び教育長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、災害対応に関して、津波用のライフジャケットについてお伺いをいたします。

2011年に発生しました東日本大震災では、1万5900人の貴い人命が失われ、2523人の方々がまだ行方不明となっております。その多くは津波によるものであり、その死亡原因の9割以上が溺死だということです。そのほかに、津波に流されて体のあちらこちらをぶつけたことによる多発性の外傷死のケースも確認されたとのことでもあります。

我が国においては、今後、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や南海トラフ地震など、津波被害が想定されております。千島海溝沿いでは、えりも町や釧路町などで30メートルもの高い津波の発生が推計されております。

現在、道内の津波被害が想定されている地域では、避難タワーの建設や高台への避難などの準備が進められ始めたところでもあります。

一方で、いつ発生してもおかしくない地震に対して、この避難タワーの建設には時間や多額の予算を要することや、また、地理的に周辺に高台の存在しない地域があるのも事実であり、そのような現状の中で、いかに津波による被害を軽減して命を守るのかを考える必要があると考える

ところであります。

石狩市の日本海に面した場所に所在する小学校がありまして、ここの教諭の方が、津波から子どもたちを守るために避難訓練を実施されました。日本海は大陸棚が浅く、津波到達速度が速いと予想されていることから、この訓練では、命の5分を意識して訓練されたそうです。

しかし、学校の周囲には高い場所はなく、約3キロメートル離れた山まで教員の車で避難するというもので、その山までの道は2本しかなく、地震で寸断されると車での避難は不可能になり、さらに、この道路は川に並行しておりまして、川を遡上した津波が襲ってくる危険もあるという、とても脆弱な避難行動しかできず、津波避難困難地域とも言える状況にあったということであります。

この教諭は、このような現状の中でも児童たちの命を守るために様々な研究をされて、津波用ライフジャケットを配備することに奔走されたとのことであります。

この津波用ライフジャケットは、一般的なライフジャケットよりも浮力が大きいことや頭部を保護するフードがついているなど、津波や水害用に開発されたものとお聞きをしております。

現在、道内では、積丹町、島牧村の学校に備えられており、北海道警察でも東日本大震災後に配備されていると承知をしております。津波に巻き込まれても助かる可能性が高まる対策の一つではないかと考えるところであります。

この津波用ライフジャケットの活用に関する知事及び教育長の見解をお伺いしたいと思いません。

次に、動物愛護管理センターについてお伺いをいたします。

北海道においては、動物愛護管理センターが運用されていない期間、民間ボランティアの皆さんが、飼育を放棄された動物への対応、多頭飼育の崩壊現場への対応、治療、しつけや譲渡、動物愛護精神の普及啓発など、多岐にわたって取り組まれてきたところであります。

過去、数回にわたり、一般質問、予算特別委員会などにおいて、私や我が会派の同僚議員から、北海道の動物愛護管理センターについて質問をさせていただきました。ついに新年度から運用開始となることから、改めて、数点質問をさせていただきたいと思いません。

北海道の動物愛護管理センターは、御存じのとおり、47都道府県の中で最後に運用開始となるものであります。

これまでの準備期間で、先行して運用している他の都府県の施設の長所や短所を十分に研究された上で準備されてきたものであり、加えまして、道の管理体制が構築されなかった期間における民間の動物愛護団体がどのような思いで活動してきたのかもしっかりと理解をいただいているものと確信しております。

これからの動物愛護管理を実施していく上では、単に犬や猫の飼育をするだけでなく、災害時の対応、人獣共通感染症への対応など、新たな役割が加わってくるものであります。

そのような動物愛護管理の環境の中で、動物愛護管理センターについては、道央、道東を皮切りに、道北、道南と、4か所が順次運用していくこととなりますが、まずは、この4か所のセン

ターの基幹となるであろう道央地区のセンターについて、その担う機能、役割をどのように考えておられるのか、また、動物管理業務の受託事業者や民間のボランティア団体との連携、保健所との役割分担など、道が目指すセンターの運用像について伺います。

さらに、道が取りまとめた「動物愛護管理業務のあり方」にもあるとおり、複数の関係者の協力を得ながら小さな命を守っていくための体制の充実が求められますが、道としてどのように対応していくのか、知事の見解をお伺いいたします。

最後に、不登校の児童生徒に対するオンライン授業の活用について伺います。

本道の不登校児童生徒数は、令和2年度の調査であります。1000人当たり、小学校で11.5人、中学校では51.6人、高校では8.9人とのことであり、これは、年々、増加傾向と長期化の傾向が見られるとのことでもあります。

学校に行くことが何らかの理由によりできなく、不登校となった場合でも、児童生徒には、学びの保障、教育を受ける機会をしっかりと確保しなければなりません。

私は、地元の中学校で、不登校の生徒を自分の教室での授業に復帰させるために準備された校内の特別な教室での授業を参観させていただきました。

不登校となった原因や復学までの課題などを意見交換させていただきました。その中で、復学までの課題の一つとして、不登校が長期となった場合に、一旦復学しても、学習の遅れから、再度、教室への足が遠くなるなどの課題があるとお聞きしたところでもあります。

現在、学校では、オンライン授業を不登校児童生徒の学習にも活用されていることを承知しております。オンライン授業は、事情があって学校に来られない子どもたちにとって、学習の保障という意味でも積極的に活用すべきものであります。また、一人一人の状況が違う不登校の児童生徒にとっては、オンライン授業だからこそ、学びの個別化や学びの保障ができるのではないかと考えるところでもあります。

しかし、通常の授業とオンライン授業を両立させることは、教員にとって大きな負担となるという課題もあります。

民間企業が提供するオンライン授業には、一人一人の学びのレベルに対応できるプログラムも用意されているとのことでもあります。

現在、GIGAスクール構想が着々と進められている中で、不登校の児童生徒たちの学びの保障のためにも、積極的にオンライン授業を活用すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）星議員の質問にお答えいたします。

最初に、酪農経営の安定についてであります。本道の酪農経営は、飼料価格等の生産コストの上昇に加え、生乳需給の緩和に伴う生産抑制や、牛の個体販売価格の下落などが長期化をしており、生産現場からも将来を不安視する声が聞かれるなど、大変厳しい状況にあるものと認識を

しております。

このような中、国では、配合飼料や輸入粗飼料価格の高騰を受けた酪農経営への影響を緩和するため、緊急対策事業などを講じたほか、道としても、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の全額支援や、優良な乳用牛の確保に必要な経費の支援に加え、消費拡大が期待できる道産チーズの需要開拓に取り組んでいるところであります。

道としては、国に対して、配合飼料価格が高止まりした場合の生産者の負担軽減対策や、牛乳・乳製品の輸出促進、国産チーズのシェア拡大に向けた支援などを求めるとともに、本道の恵まれた土地資源を生かした良質な自給飼料の生産拡大や個別の経営相談に積極的に関わるなど、本道の基幹産業である酪農の経営安定を図り、酪農家の皆様方が将来にわたって意欲を持って経営を続けていけるよう取り組んでまいります。

次に、「北海道みんなの日」についてであります。道では、これまで、条例の趣旨を踏まえ、市町村や企業の方々の御協力もいただきながら、「道みんなの日」である7月17日を中心に、全道各地で関連イベントの開催や、公共施設の無料開放、特別展示を実施し、その意義を周知するほか、公式SNSを活用した地域からの情報発信や、ホテルでの道産食品を使った特別メニューの提供など、本道のすばらしさを実感いただける取組の充実に努めてきたところであります。

道としては、引き続き、多様な主体に参加いただき、こうした取組を広げていくとともに、「道みんなの日」の意義と取組が一層浸透していくよう、道教委はもとより、大学や関係団体と密に連携し、公式SNSを活用した道民参加型の情報発信や、新たに、未来を担う子どもや若者たちを対象に、地元愛をテーマとしたメッセージのコンクールを実施し、表彰するなど、様々な創意工夫をしながら取り組んでまいります。

最後に、動物愛護についてであります。道では、全道の保健所での引取り業務は維持しつつ、新たに開設する動物愛護管理センターにおいて、保健所で一定期間収容された犬、猫の飼養や譲渡を担うとともに、譲渡が進まない犬、猫の引取り、獣医療の提供などについては、実証事業を通じて構築した関係団体と連携協働しながら運用することとしております。

また、大規模自然災害や新興感染症発生時においても、ペットが行き場を失わないよう、全道域にわたる受入れなどの調整を担う基幹機能を道央センターに整備していく考えであります。

私としては、虐待や多頭飼育など、動物を取り巻く様々な課題に対応した施策を推進することにより、動物の命を尊重し、人と動物が共生する社会の実現に向け、センターに必要な体制の確保を図り、その着実な運用に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）農業振興に関し、みどりの食料システムについてであります。世界的にSDGsの達成や脱炭素化の取組が求められる中、我が国の食を支える本道農業が今後とも持続的に発展していくためには、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減活動を促進す

るなど、環境と調和しながら生産力と競争力を強化していくことが重要と認識しております。

このため、道では、昨年12月、みどりの食料システム法に基づく北海道基本計画を策定し、令和12年度までに、化学農薬は10%低減、化学肥料は20%低減、有機農業は1万1000ヘクタールに拡大するといった目標を設定したところであり、その実現に向けて、圃場の大区画化や排水改良などの基盤整備を推進するほか、スマート農業の加速化、道総研農業試験場や民間企業などと連携し、農薬や化学肥料の低減技術、新品種の開発普及を進め、本道農業の生産力向上と持続性を両立し、生産者の皆様がみどりの食料システムの確立に積極的に取り組んでいけるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）災害対策に関しまして、津波からの避難についてでございますが、津波が発生した際には、住民の皆様お一人お一人が迅速かつ的確な避難行動を取っていただくことが何より重要であり、道では、学校や地域と連携した防災教育や住民参加による実践的な訓練の実施などを通じて、防災意識の醸成に努めているところでございます。

ライフジャケットにつきましては、津波から命を守るための様々な取組の一つとして研究が進められておりますほか、他県において避難に十分な猶予時間がないと想定される地域での配備を促進している事例がございます一方、国の中央防災会議のワーキンググループにおける議論の中では、ライフジャケットは装着に時間がかかること、ライフジャケットの話は、100%の保障ではなく、何%助かるならばという世界の話であり、ライフジャケットを着れば助かるという話ではないといった御意見もあるものと承知いたしております。

道といたしましては、引き続き、ライフジャケットに関する研究成果や他の自治体の取組を注視いたしますとともに、道教委等と連携をし、学校等における配備の状況なども適宜把握をしながら、今後とも、道民の皆様の命を守る防災対策に努めてまいります。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）星議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、「北海道みんなの日」についてでございますが、北海道みんなの日条例は、道民の皆様が、縄文文化やアイヌ民族、開拓など、北海道のこれまでの歴史や豊かな自然風土、文化、産業などについての理解を深め、本道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、豊かな北海道を築くとともに、北海道の価値が広く認識される契機となることを期する日として定められたものであり、本道の子どもたちが学ぶふるさと教育を体現するものであると考えております。

本年度は、「道みんなの日」に関連をし、各学校で、地域の産業施設への訪問や北海道にゆかりのある偉人を題材とした学習などの取組が行われており、道教委といたしましては、今後とも、全ての学校において、地域の歴史や文化に関する体験活動等の取組が積極的に展開され、道民であることを誇りに思う心を育むとともに、知事部局とも連携し、「道みんなの日」の意義がより多

くの方々に理解をされ、将来にわたって取組が定着をするよう努めてまいります。

次に、災害対策に関しまして、学校における津波用ライフジャケットについてであります。本道では、学校において、実践的な避難訓練のほか、道教委と道、市町村、防災関係機関が連携協力した一日防災学校を実施しており、一部の自治体においては、ライフジャケットを着用した避難訓練を行っていること承知いたしております。

道教委といたしましては、今後、津波が発生した際、避難が困難な地域にある道立学校に対し、当該自治体の防災計画を基に、安全な避難場所へ迅速に避難することを最優先とした上で、避難時のライフジャケットの着用については、各自治体の津波避難計画を踏まえて学校が作成いたします避難計画等との整合性などからも判断する必要があることから、他の自治体の取組について情報収集しながら、知事部局と連携し、子どもたちの命を守る防災対策の実効性を高めていけるよう努めてまいります。

最後に、オンラインを活用した学習支援などについてであります。不登校となっている児童生徒が、ICTの活用により学校と家庭や教育支援センター等を結び、学習できる環境を整えることは、学校とのつながりを維持するとともに、学習の遅れに対する不安などが軽減をされ、再び登校するきっかけとなることが期待をされております。

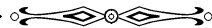
道教委といたしましては、学校が児童生徒の実態や希望等を十分に把握しながら、状況に合った環境を整えることが重要と考えており、1人1台端末を活用した学校と家庭や教育支援センターなどとの双方向型オンライン学習や、民間事業者が作成したデジタル教材を用いた学習支援はもとより、学級担任によるオンライン相談の実施など、様々な方法を組み合わせながら、きめ細かな学習支援等が展開されるよう、学校や市町村教育委員会の実情に応じて指導助言をし、不登校児童生徒への学びの充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 星克明君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時34分休憩



午後4時36分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

壬生勝則君。

○20番壬生勝則君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。

初めに、道内石炭資源の有効活用について、2点伺います。

クリーンコール技術について、カーボンニュートラルに向けた対応が世界的な潮流となっている今、我が国においても、2050年カーボンニュートラルと2030年度の温室効果ガス排出削減目標

の実現を目指し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が行われておりますが、再生可能エネルギーが主力となるにはまだまだ時間がかかるものであり、世界的な燃料価格の高騰が続く状況からも、道内の貴重なエネルギー資源である石炭を有効に活用していくことが必要と考えております。

石炭は、石油や天然ガスといったほかの化石燃料と比較し、二酸化炭素の排出量が最も多いことから、ゼロカーボン北海道の実現に逆行するものと見られがちであります。石炭を使用するためには、二酸化炭素の排出量を抑える技術や封じ込める技術をしっかりと確立することが重要であると考えます。

現在、国では、クリーンコール技術の開発に向け、実証実験を展開していると承知しておりますが、今後、道内の石炭資源を有効活用していくには、クリーンコール技術の開発を促進していくとともに、その技術開発の動向を周知していくことが重要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、石炭採掘後の坑内埋め戻し技術について伺いますが、私の地元にあります釧路コールマインが、釧路火力発電所から排出される石炭灰と二酸化炭素を混合して坑内に埋め戻す技術の実証実験に取り組んでおります。

この技術が実用化すれば、釧路コールマインが掘り出した石炭を火力発電所で燃やすことにより排出される二酸化炭素の一部を地下に封じ込めることができるようになり、ゼロカーボン北海道の実現にも寄与できるものと考えますが、この技術の確立に向け、道としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、ヒグマによる被害対策について伺います。

これまで、札幌市での人的被害のほか、全道各地でも家畜が襲われる被害など、本当に深刻な被害を受けているヒグマの被害対策について伺いますが、とりわけ、2019年7月に標茶町で初めて確認されて以降、この4年の間に少なくとも65頭の牛を襲い、被害総額は2000万円を超え、各地の牧場では、電気柵などの対策のために多額の費用が投じられてきたOSO18について、地元では捕獲作戦が進められておりますが、知能が高く、警戒心も強いため、なかなかその姿を捉えられない状況が続いております。

その被害の多さと神出鬼没ぶりから最凶のヒグマとも呼ばれておりますOSO18であります。いまだ捕獲できない状況が続いておまして、近隣の町の住民の方々は大きな不安を抱いており、その中で一刻も早い捕獲が待たれるところでありますが、それらの状況を踏まえた上で、以下、伺います。

ここ数年間の被害を受けた該当町の被害の状況を伺うとともに、道として、この間、どのような対応を行ってきたのか、伺います。

また、人間の英知を結集してもいまだ捕獲できないOSO18であります。今後どのような対策を行っていくのか、所見を伺います。

次に、太平洋沿岸に発生した赤潮による被害対策について伺います。

太平洋沿岸に発生した赤潮による被害は、過日、被害状況が公表されたわけではありますが、サケなどの水産物の被害額はおよそ91億円と、多額になることが判明をいたしました。

これまで、道は、被害への対応として、北海道太平洋沿岸赤潮被害対策に関するロードマップに基づきまして、被害の把握から経営継続への支援などの取組を進めていると承知しております。

しかしながら、調査研究は進んでいるものの、経営継続への支援については、漁業共済や積立ぷらすへの加入促進や、利子補給、そして償還猶予など、制度資金を活用した、いわゆる経営の下支えなどの支援を示しておりますが、これらの補償については手厚いとは言い難いと考えております。

同じ1次産業にもかかわらず、例えば、農業は、経営安定化対策などのように、直接、就業者に交付されるような制度があり、漁業には同様な制度がありません。

農業に係る経営安定化対策は、国の食料政策によってつくられた制度でありまして、カロリーベースや食料自給率なども考慮し、制度の設立がなされたと承知をしておりますが、漁業においても、漁業従事者の安定的な生活を保障し、後継者不足を解消するためにも、経営安定化対策などの制度が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型震災対策について伺います。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画については、去る2月13日、道から公表されました。

「命を守る」「被害を最小限に抑える」「迅速かつ確実に復旧・復興する」ことを基本理念とし、想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる減災目標を掲げていることや、地域防災力の強化や災害に強いまちづくり、地域特性に応じた防災体制の確保など、大きく基本政策と政策の柱を掲げております。

両海溝型地震の想定される被害は、人的被害、死者数ともに10万人を超える極めて重大な内容であります。しかしながら、被害に当たる地域によっては、自らが居住している地域の津波の高さがどれぐらいになるのか、避難経路や避難場所がどこなのか分からないという方が少なくない状況でございます。町内会や自治会活動が衰退していく中で、住民への周知はますます困難となることが想定されるところでございます。

これまでSNSなどで発信も行ってきておりますが、高齢者の皆様などは、テレビでのスポット広告や紙配布などが有効な手段と考えております。

道民の生命、財産を守るため、道として周知の在り方を今後どのように進めていくのか、所見を伺います。

次に、人口減少対策について伺います。

総務省が先月公表した2022年の人口移動報告によると、本道では、転出者が転入者を上回る、いわゆる転出超過が前年の1.7倍にも上り、私の地元・釧路市でも、日本製紙釧路工場の撤退なども相まって、令和3年12月から令和4年12月までの1年間で2627名もの人口減となっております。

す。

これまでも、各地域において、SNSなどで情報発信を行うなど、定住促進に向けた様々な施策を講じているものの、いまだ人口減少に歯止めがかからない状況にあります。

道においても、第2期北海道創生総合戦略を基に、人口減少対策に取り組んでいるものと承知をしておりますが、効果が上がらないという中で、例えば、移住をされた方には、一定期間、固定資産税を減免するなど、市町村と連携した助成を行い、移住者が直接メリットを受けられるような助成制度のさらなる拡充が必要と考えます。

広域自治体である道として、そうした市町村との相乗効果が一層発揮されるような人口減少対策に取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

最後に、教育現場における今後の新型コロナウイルス対策について伺います。

初めに、児童生徒の感染防止行動について伺いますが、この春に行われる卒業式では、児童生徒はマスクを着用せずに出席することが基本となりました。

また、国は、マスク着用の考え方を見直し、3月13日以降はマスクの着用を個人の判断に委ねるとし、学校においては、4月1日以降は学校教育活動においてマスクの着用を求めないことを基本とするとしたところです。このため、児童生徒はマスクを着用せずに学校生活を送れるということが想定されます。

一方で、心配をされるのが感染の拡大であります。児童生徒が、マスクの着脱など、感染防止に向けて適切に行動することが重要と考えますが、道教委は、どのように今後対応するのか、所見を伺います。

次に、マスクの着用について、マスクの着用が緩和された新学期からは、多くの児童生徒がマスクを外して学校生活を送ると考えますが、中には、感染に不安を感じる児童生徒もいると考えられますし、部活動の大会への参加、あるいは、進学や就職試験のためにマスクの着用を希望する児童生徒もいると思います。

こうした児童生徒さんへの配慮が必要だと思われませんが、道教委はこの点に対しどのように対応するのか、伺います。

最後に、学校教育活動と感染症対策の両立について伺います。

本道の感染レベルがレベル1に移行し、学校の教育活動も通常に近い形で実施をされています。

4月以降はマスクの着用も不要となり、新型コロナウイルスも5月8日以降は季節性インフルエンザと同じ5類感染症になります。これに伴い、学校の教育活動がより活発になっていくものと考えられますが、同時に感染症対策に万全を期すことが求められます。

道教委は、今後の学校教育活動の推進と感染症対策の両立についてどのように取り組まれるのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 壬生議員の質問にお答えいたします。

最初に、道内石炭資源の有効活用に関し、まず、クリーンコール技術についてであります。本道に賦存する石炭は、資源に乏しい我が国において、地域で確保できる貴重なエネルギー資源であり、脱炭素化技術も用いて、環境負荷の一層の低減を図りながら、有効に活用していくことが重要であると認識をしております。

このため、道では、国に対し、高効率で環境負荷の少ないクリーンコール技術開発の推進について要請を行っており、現在、国においては、石炭火力発電の高効率化や、二酸化炭素の回収、利用、貯留などの実証事業が進められております。

道では、これまでも、石炭層を活用した二酸化炭素貯留技術の実証試験に助成するとともに、技術開発の動向などについて、産学官の関係機関で構成する石炭資源有効活用研究会での情報共有のほか、パネル展やホームページでの周知を行ってきたところであり、引き続き、国や関係機関と連携を図りながら、道内の石炭資源が有効活用されるよう取り組んでまいります。

次に、赤潮による被害対策についてであります。道では、令和3年に発生した赤潮被害に対応するため、昨年策定したロードマップに基づき、国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用し、漁業者の方々による漁場再生の活動を支援するとともに、道として、災害対応と同様に、運転資金の無利子化や既存債務の償還猶予による金融支援を行っているほか、漁業共済や積立ぷらすなど、国の漁業収入安定対策による減収補填により、経営継続を支援しているところであります。

道としては、今後とも、漁業団体の方々と連携し、被害対策に係る予算の確保に努めるとともに、水揚げの減少や自然災害などのリスク対策として重要な漁業共済などについて、補償水準の引上げや加入要件の見直しを国に働きかけるなど、漁業者の皆様が将来にわたって安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

最後に、人口減少対策についてであります。道では、人口減少対策の指針である創生総合戦略を推進するに当たり、市町村が策定する戦略と有機的な連携を図りながら一体的に取り組むこととしております。

このため、道では、市町村における戦略の推進に係る会議等への参画や、振興局ごとに開催している地域づくり連携会議の活用などにより、地域の実情に即した施策を推進するとともに、移住、定住やワーケーションの普及促進など、全道域での連携の効果が見込まれるものについては、オール北海道による推進体制を構築し、ポータルサイトなどを通じた市町村の特色ある取組等の発信や合同によるプロモーションを行うなど、市町村と連携して取り組んでいるところであります。

道としては、今後とも、地域づくりを広域的に支える振興局を中心として、地域の課題やニーズを丁寧に把握し、企業やコミュニティーなど、多様な知見とサポートも活用しながら、市町村と一体となって本道の地域創生に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）石炭採掘後の坑内埋め戻し技術についてであります。釧路コーラルマインでは、令和3年度から、国の補助事業によりまして、石炭灰に二酸化炭素を混合し、坑内に埋め戻して鉱物化する技術の実証試験が行われておりますが、この技術は、石炭火力発電所の二酸化炭素排出抑制につながるものでございまして、環境負荷を低減したエネルギーの地産地消に向けた重要な取組と認識しております。

道では、これまでも、この取組が安全に実施されるよう、必要な保安設備の整備に対し支援してきたところでございまして、引き続き、道や道議会、釧路市などで構成する北海道石炭対策連絡会議により、国に対し実証試験に必要な予算が確保されるよう要請を行うなど、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する埋め戻し技術の確立に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 環境生活部長森隆司君。

○環境生活部長森隆司君（登壇）ヒグマによる被害についてでございますが、これまで、標茶町及び厚岸町では、放牧中の牛65頭が襲われる被害が生じており、その内訳は、令和元年度が28頭、2年度が5頭、3年度が24頭、今年度が8頭となっております。

道では、事案発生を受け、地元関係機関で構成される地域連絡協議会におきまして、被害状況や今後の取組について情報の共有や意見交換を行い、被害防止や捕獲対策に取り組むとともに、一昨年11月には、釧路総合振興局に捕獲の専門家も参画した捕獲対応推進本部を設置し、ベテランハンターの派遣や防除対策の助言などを行ってまいりました。

今後、現地では、残雪期を迎え、足跡を追跡しやすい状況となりますことから、移動経路の把握などの情報収集を強化して対策に反映するなどし、捕獲に向けまして、引き続き地域と一体となった取組を進めてまいります。

○議長小畑保則君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）巨大地震への対応についてでございますが、道では、去る2月13日、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される被害を軽減するための具体的な対策を減災計画として取りまとめたところでございますが、計画の推進に当たりましては、道民の皆様お一人お一人に、巨大地震に備えた防災意識をより一層高めていただくことが重要であると考えてございます。

道では、これまでも、様々な機会を捉え、巨大地震における被害想定や防災対策に関し、積雪寒冷地特有の備えや避難行動などについて、広報紙「ほっかいどう」や道政広報番組で発信をいたしますとともに、講話などの実施のほか、防災関係機関や報道機関等と連携したイベント、パネル展の開催などを通じ、広く周知を図ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を継続いたしますとともに、市町村や防災関係機関との緊密な連携協力の下、住民参加による実践的な防災訓練の実施や防災教育の充実を通じ

て、道民の皆様の防災意識の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇） 壬生議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、教育現場における今後の新型コロナウイルス感染症に関しまして、まず、感染防止に向けた適切な行動についてであります。4月1日以降、学校ではマスク着用を求めないことが基本となりますが、その際においても、児童生徒が、感染症から身を守り、感染を他に広げないために、場面に応じてマスクを着脱するなど、正しい知識を身につけ、自らの判断で適切に行動していくことができるようにすることが重要です。

各学校では、これまでも、児童生徒に対し、屋外ではマスクを外すこと、身体的距離が取れず会話をする場合はマスクを着用することなど、状況に応じてマスクの着脱を自己判断できるようにするなど、主体的な感染防止行動について指導をしてまいりました。

道教委といたしましては、今後国から示されるマスクの着脱に関する新たな留意事項等を速やかに周知し、各学校が新年度からの指導方針を明確にし、円滑な教育活動を推進できるよう、各教育局を通じてきめ細かに支援してまいります。

次に、マスクを着用する児童生徒への配慮についてであります。各学校におきましては、児童生徒が様々な事情によりマスクの着用を希望する場合がありますと考えられますが、学校として一律にマスクの着脱を強いることがないよう留意し、それぞれの児童生徒の状況に応じた対応を行うとともに、マスク着用の有無などにより、児童生徒が、差別、偏見、いじめなどの対象にならないよう、十分に配慮する必要があります。

道教委といたしましては、今後国から示される留意事項等を踏まえ、市町村教育委員会、学校、児童生徒及び保護者の皆様などへの情報発信を行いながら、不安の払拭に努め、各学校において、マスクの着脱等による差別、偏見などのない環境づくりを支援してまいります。

最後に、学校教育活動と感染症対策の両立についてであります。学校では、新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類感染症になった場合においても、地域の感染状況を踏まえ、学習内容等を工夫しながら、可能な限り、授業や部活動、学校行事等の教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが重要です。

道教委といたしましては、これまでも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、道の衛生主管部局や道医師会、道薬剤師会、校長会やPTA団体などで構成する北海道学校保健審議会等の御意見を伺うとともに、学校での感染事例などから得られた知見を生かしながら、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うよう、学校への支援に努めてまいりました。

今後、5類感染症に変更されましても、引き続き、こうした対応を継続するとともに、国から示される感染予防対策等を踏まえ、各学校や市町村教育委員会への丁寧な説明に努めながら、学校が教育活動の充実と感染症対策の両立を図り、より一層、学びの充実に努めることができるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 壬生勝則君。

○20番壬生勝則君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁をいただきました。その上で、再質問及び指摘をさせていただきます。

ヒグマによる被害対策についてでありますけれども、ここ数年の被害を受けた該当町の被害状況を伺いましたが、令和元年度が28頭、2年度が5頭、3年度が24頭、4年度が8頭と、1年置きに被害状況が極端に増減をしております。だとすれば、確実ではないながらも、この傾向からすると、令和5年度の被害状況が昨年度より大幅に拡大するということが懸念をされます。

令和元年度からこの4年間で現実に捕獲ができないという中で、これまでと同じ取組をするだけでは同じ結果となるのではないのでしょうか。

今年も、春先以降、活動期を迎えますが、現地の皆さんの不安を解消させるためにも、道として具体的な取組をどう進めていくのか、再度、所見を伺います。

太平洋沿岸に発生した赤潮による被害対策については、現地の漁業従事者の皆さんが今後も安心して操業を継続できるような対策を行うよう、強く指摘させていただきます。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災対策については、本当にいつ起こるか分からないという大地震やそれに伴う津波など、周辺住民の皆さんは不安を抱えています。

しっかりと周知を行って、生命、財産を守る、そういう体制の確立をつくっていただくことを強く指摘させていただきます。

教育現場における今後の新型コロナウイルス対策についてですけれども、3点伺いました。

大事なことは、それらの対策が教育現場で確実に実践されるということです。

道として、定期的にチェックするなど、混乱が生じないような対策を行うよう、強く指摘をさせていただきます。

以上、私の質問は終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）壬生議員の再質問にお答えいたします。

ヒグマ対策についてであります。地元では、現在、釧路総合振興局、標茶町、厚岸町、猟友会に捕獲の専門家を加えた捕獲対応推進本部を中心に、地域が一体となって対応しているところがあります。

今後は、残雪期を迎え、ヒグマの足跡を追跡しやすい状況となりますことから、移動経路などの情報収集を強化し、情報が寄せられた際には、速やかにベテランハンターが現地に向かい、対応に当たることとしております。

道といたしましても、地域の皆様の不安が解消されるよう、一刻も早い捕獲に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 壬生勝則君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

2月22日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時10分散会